

平成 23 年度事業
産業廃棄物排出・処理状況調査報告書
平成 22 年度速報値

平成 24 年 3 月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

目 次

I.調査概要	1
1.調査目的	1
2.調査機関	1
3.調査実施機関	1
4.調査項目	1
II.調査方法	2
1.基本データの収集（アンケート調査）	3
1-1 調査対象	3
1-2 調査票の構成	5
2.産業廃棄物排出量の推計	6
2-1 産業廃棄物排出量の推計方法	6
2-2 業種指定変更の対応方法	7
2-3 業種区分変更の対応方法	7
2-4 中分類への按分方法	11
2-5 年度補正方法	12
2-6 動物のふん尿量の算出方法	14
2-7 動物の死体量の算出方法	15
2-8 下水道汚泥の算出方法	15
2-9 原単位による推計方法	16
3.産業廃棄物処理状況の推計	18
3-1 産業廃棄物の処理量の算出方法	18
3-2 上水汚泥の処理量の算出方法	21
3-3 下水汚泥の処理量の算出方法	21
3-4 動物のふん尿の処理量の算出方法	21
III.調査結果	22
1.アンケート調査結果	22
2.産業廃棄物排出量の推計結果	23
3.産業廃棄物処理の推計結果	33
3-1 再生利用量	36
3-2 減量化量	37
3-3 最終処分量	38
IV.まとめ	39

1. 全国排出量	39
1-1 業種別排出量.....	40
1-2 種類別排出量.....	41
1-3 地域別排出量.....	42
2. 処理状況.....	43
2-1 総排出量、直接再生利用量、中間処理量、直接最終処分量の推移.....	43
2-2 総排出量、総再生利用量、総減量化量、総最終処分量の推移.....	44

資 料 編

I. 産業廃棄物排出・処理状況調査アンケート調査票及び記入要領.....	47
II. 活動量指標全国合計値	65
III. 動物のふん尿及び動物の死体計算資料.....	69
IV. 下水汚泥資料.....	75
V. 産業廃棄物の種類別処理状況フロー	79

I.調査概要

1. 調査目的

社会情勢の変化や技術の進歩に伴い、産業廃棄物を取り巻く状況は著しく変化している。また、産業廃棄物問題に対する行政の積極的な推進及び排出事業者の迅速かつ適正な対策が社会的に広く求められている。

こうした適正な産業廃棄物対策を可能とする上で、産業廃棄物の排出及び処理実態を正確に把握することは必要不可欠であることから、環境省(旧厚生省)では昭和 50 年度から 5 年ごとに、また、平成 2 年度から毎年調査を実施してきた。

本調査は、過去の調査を踏まえ、産業廃棄物処理行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として実施されているものである。

2. 調査機関

自 平成 23 年 8 月

至 平成 24 年 3 月

3. 調査実施機関

本調査は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の企画に基づき、株式会社グリーンエコが環境省の請負業務として実施した。

4. 調査項目

(1) 産業廃棄物排出量

平成 22 年度における産業廃棄物排出量について、都道府県別に調査して推計し、種類別、業種別に排出量を推計した。

(2) 産業廃棄物処理状況

平成 22 年度における産業廃棄物の再生利用量、中間処理量、最終処分量等の処理状況について、都道府県別に調査し、種類別に処理状況を推計した。

II.調査方法

本調査は統計法に基づき総務省への申請を行い、一般統計調査として行った。

(1) 基本データの収集

47 都道府県を対象とした産業廃棄物の排出状況・処理状況調査を実施し、実態データ並びに動物のふん尿の推計方法に関するデータを収集した。また、統計等を用い、動物のふん尿、動物の死体、上下水汚泥に関するデータを収集した。

(2) 産業廃棄物排出量の推計

47 都道府県の排出状況データより、平成 22 年度の排出量を推計した。都道府県によっては一部未調査業種等があり、原単位法等により補完した。

(3) 産業廃棄物処理状況の推計

47 都道府県の処理状況データ及び排出量の推計値を用いて、平成 22 年度の処理状況を推計した。調査方法のフローを図- II ・ 1 に示す

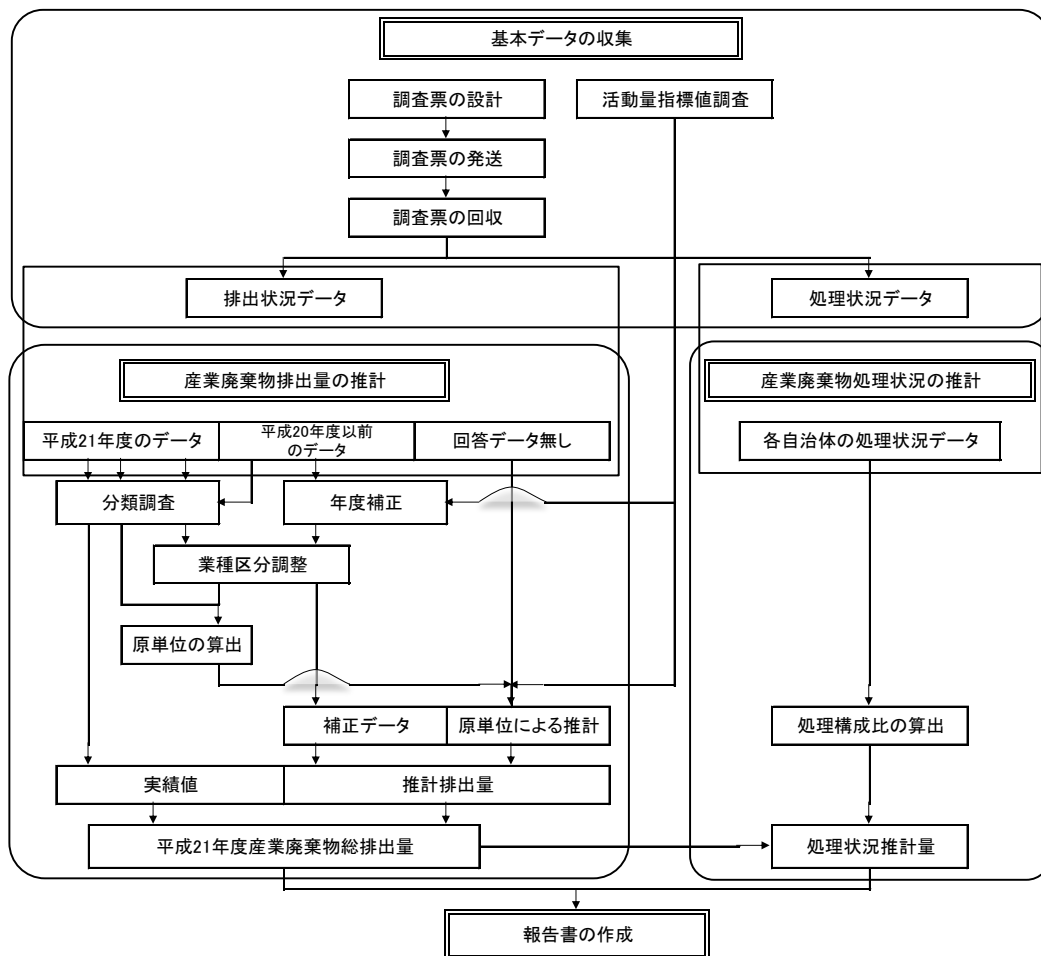


図- II ・ 1 調査方法

1. 基本データの収集（アンケート調査）

基本データの収集は、都道府県が実施した産業廃棄物排出・処理状況を把握するための調査に関するデータをアンケート調査により収集し、その集計データを基に平成 22 年度における全国産業廃棄物の排出量及び各処理経路別の処理量を推計するための資料とした。

調査は、47 都道府県の産業廃棄物行政主管部署を対象として行った。【表-II・1】

1-1 調査対象

(1) 調査対象業種

「日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改訂）／総務省」（以下、新産業分類）をもとに抽出した産業廃棄物の排出が想定される大分類 16 業種を対象として行った。【表-II・2】

なお、「日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂）／総務庁」（以下、旧産業分類）で把握している自治体については、旧産業分類をもとに抽出した産業廃棄物の排出が想定される大分類 16 業種を対象として行なった。

(2) 調査対象廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）に規定する産業廃棄物 19 種類とした。

【表-II・3】

表-II・1 調査対象都道府県

都道府県名	コード番号	都道府県名	コード番号	都道府県名	コード番号
北海道	1	石川県	17	岡山県	33
青森県	2	福井県	18	広島県	34
岩手県	3	山梨県	19	山口県	35
宮城県	4	長野県	20	徳島県	36
秋田県	5	岐阜県	21	香川県	37
山形県	6	静岡県	22	愛媛県	38
福島県	7	愛知県	23	高知県	39
茨城県	8	三重県	24	福岡県	40
栃木県	9	滋賀県	25	佐賀県	41
群馬県	10	京都府	26	長崎県	42
埼玉県	11	大阪府	27	熊本県	43
千葉県	12	兵庫県	28	大分県	44
東京都	13	奈良県	29	宮崎県	45
神奈川県	14	和歌山県	30	鹿児島県	46
新潟県	15	鳥取県	31	沖縄県	47
富山県	16	島根県	32	合計	47都道府県

表-II・2 調査対象業種

No.	大分類	産業分類	コード	No.	大分類	産業分類	コード
		農業、林業大分類	A			情報通信業大分類	G
1	農業、林業	耕種農業	A011	38	情報通信業	通信業	G37
2		畜産農業	A012	39		放送業	G38
3		林業	A02	40		情報サービス業	G39
4		上記以外の農業、林業		41		インターネット付随サービス業	G40
		漁業大分類	B	42		映像・音声・文字情報制作業	G41
5	漁業	漁業	B03		運輸業、郵便業	運輸業、郵便業大分類	H
6		水産養殖業	B04	43		鉄道業	H42
7	鉱業	鉱業、採石業、砂利採取業	C	44		道路旅客運送業	H43
8	建設業	建設業	D	45		道路貨物運送業	H44
		製造業大分類	E	46		上記以外の運輸業、郵便業	
9	製造業	食料品製造業	E09		卸売業、小売業	卸売業、小売業大分類	I
10		飲料・たばこ・飼料製造業	E10	47		各種商品卸売業	I50
11		繊維工業	E11	48		木材・竹材卸売業	I5311
12		木材・木製品製造業	E12	49		各種商品小売業	I56
13		家具・装備品製造業	E13	50		自動車小売業	I591
14		パルプ・紙・紙加工品製造業	E14	51		機械器具小売業	I593
15		印刷・同関連業	E15	52		家具・建具・畳小売業	I601
16		化学工業	E16	53		じゅう器小売業	I602
17		石油製品・石炭製品製造業	E17	54		燃料小売業	I605
18		プラスチック製品製造業	E18	55		上記以外の卸売業、小売業	
19		ゴム製品製造業	E19		不動産業、物品賃貸業	不動産業、物品賃貸業大分類	K
20		なめし革・同製品・毛皮製造業	E20	56		物品賃貸業	K70
21		窯業・土石製品製造業	E21		学術研究、専門・技術サービス業	学術研究、専門・技術サービス業大分類	L
22		鉄鋼業	E22	57		学術・開発研究機関	L71
23		非鉄金属製造業	E23	58		写真業	L746
24		金属製品製造業	E24		宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食サービス業大分類	M
25		はん用機械器具製造業	E25	59		飲食店	M76
26		生産用機械器具製造業	E26	60	上記以外の宿泊業、飲食サービス業		
27		業務用機械器具製造業	E27		生活関連サービス業、娯楽業	生活関連サービス業、娯楽業大分類	N
28		電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28	61		洗濯業	N781
29		電気機械器具製造業	E29	62	教育、学習支援業	教育、学習支援業	O
30		情報通信機械器具製造業	E30			医療、福祉大分類	P
31		輸送用機械器具製造業	E31	63	医療、福祉	医療業	P83
32		その他の製造業	E32	64		上記以外の医療、福祉	
		電気・ガス・熱供給・水道業大分類	F	65	複合サービス事業	複合サービス事業	Q
33	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	F33			サービス業大分類	R
34		ガス業	F34	66	自動車整備業	R891	
35		熱供給業	F35	67	と畜場	R952	
36		上水道業	F361	68	上記以外のサービス業		
37		下水道業	F363	69	公務	S	

表-II・3 調査対象廃棄物

廃棄物名	コード	廃棄物名	コード	廃棄物名	コード
燃え殻	01	木くず	08	鉱さい	15
汚泥	02	繊維くず	09	がれき類	16
廃油	03	動植物性残さ	10	動物のふん尿	17
廃酸	04	動物系固形不要物	11	動物の死体	18
廃アルカリ	05	ゴムくず	12	ばいじん	19
廃プラスチック類	06	金属くず	13		
紙くず	07	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	14		

1-2 調査票の構成

調査票は、表-II・4に示す3種類の調査票及び記入要領を1組として構成した。記入要領及び調査票は巻末の資料編に掲載した。

表-II・4 調査票の構成

No.	調査票名	内容	枚数
1	実態調査状況票	各都道府県で実施した既往の産業廃棄物実態調査の内容及び、今後の調査予定を調査するもの	4枚
2	業種別・種類別産業廃棄物排出量調査票	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（産業廃棄物全体の内数）の業種別廃棄物種類別の年間排出量を調査するもの	2枚
3	種類別産業廃棄物処理状況調査票	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（産業廃棄物全体の内数）の中間処理・最終処分・再生利用状況を調査するもの	2枚
合 計			8枚

2. 産業廃棄物排出量の推計

2-1 産業廃棄物排出量の推計方法

(1) 推計方法の概要

産業廃棄物排出量の推計方法を図-Ⅱ・2に示す。

各都道府県からの回答データ（平成22年度データ・平成21年度以前データの年度補正值）のうち、動物のふん尿、動物の死体及び下水汚泥に関するデータ以外はそのまま排出量として採用し、未調査は原単位法を用いて補填を行った。（動物のふん尿、動物の死体及び下水汚泥については、別途集計して合算した）。なお、排出量の推計は産業廃棄物の種類ごとに都道府県別及び業種別に行った。

また、排出量の算出にあたり、ダイオキシン対策基本方針（ダイオキシン対策閣僚会議決定）に基づき、政府が平成22年度を目標年度として設定した「廃棄物の減量化の目標量」（平成11年9月28日政府決定）において目標基準年度である平成8年度排出量の算出方法が一部変更されたことに伴い、本調査における調査方法についてもそれとの整合を図った。

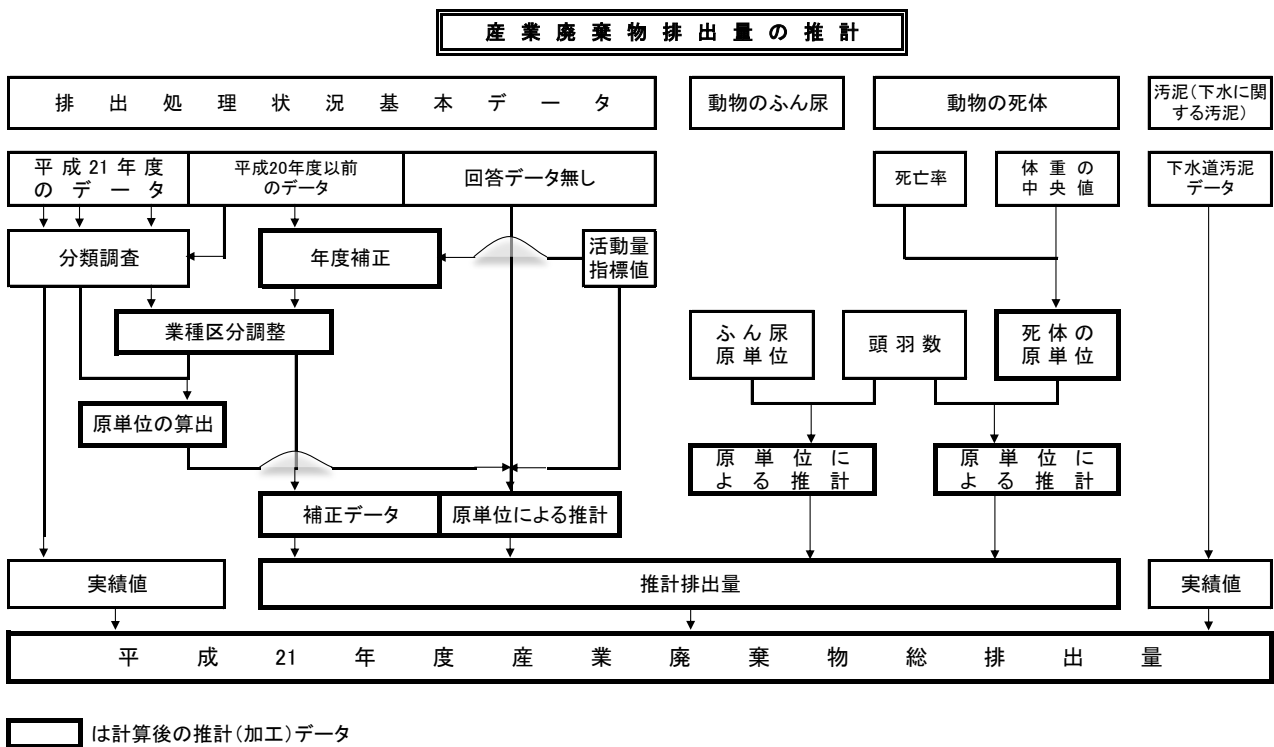


図-Ⅱ・2 産業廃棄物排出量の推計方法

(2) 基本データの整備

- ① 平成 22 年度の調査回答値については、当該数値を採用した。なお、平成 22 年度の調査回答値のうち、産業分類大分類のみによる回答については中分類に按分した。
- ② 平成 21 年度以前の調査回答値については活動量指標を用いて補正を行い、平成 22 年度推計値とした。
- ③ 動物のふん尿については、農林水産省の資料（畜産統計等）より推計した。
- ④ 動物の死体については、農林水産省等の資料が送れているため、平成 21 年度と同数とした。
- ⑤ 下水汚泥については、国土交通省の資料（下水道資源有効利用推進基礎調査）を用いた。

未調査部分（調査対象業種において自治体が未調査の業種、以下同じ）については原単位法を用いて補填した。

2-2 業種指定変更の対応方法

平成 20 年 4 月 1 日より、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令が改正され（平成 19 年 9 月 7 日公布）、産業廃棄物における木くずの範囲が変更となったことから、排出・処理状況調査における集計対象業種も変更となった。

具体的には従来の建設業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業からの木くずに加え、1) 物品賃借業に係る木くず、2) 各産業において流通のために使用したパレット（梱包用木材を含む）、が追加された。このため、平成 20 年度実績より木くずの調査対象は全業種となっている。業種指定変更の範囲を表-Ⅱ・5に示す。

なお、業種指定変更に関しては、過去の産業廃棄物排出量の変換等を行わない。

表-Ⅱ・5 木くずの業種指定変更

業種区分	産業廃棄物となる木くずの範囲
建設業	全ての木くず
木材・木製品製造業	
家具・装備品製造業	
パルプ・紙・紙加工品製造業	
物品賃借業（新規追加）	
その他の業種（新規）	流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）

2-3 業種区分変更の対応方法

本調査では、新産業分類に基づいた業種別の排出量を推計した。その際、旧産業分類に基づいた業種区分のデータとの整合を図るため、業種区分の変更状況を踏まえ、以下のとおりとした。

- ① 新産業分類の業種区分に従い旧産業分類の業種区分を調整し、排出量を整理した。
- ② ①において、新産業分類及び旧産業分類において細分類以下の業種単位での業種区分の変更が生じた場合は、原則として排出量の移動は考慮しないこととした。

- ③ ①において、新産業分類及び旧産業分類において小分類以上の業種単位での業種区分の変更が生じた場合は、新産業分類における活動量指標及び排出量の振分け割合（既回答データより算出した値）から係数を算出し、旧業種区分の排出量に乗じることで変更値とした。

これらの方針に基づく新産業分類と旧産業分類の対応を図-Ⅱ・3に示す。また、整合の範囲を以下に示す。

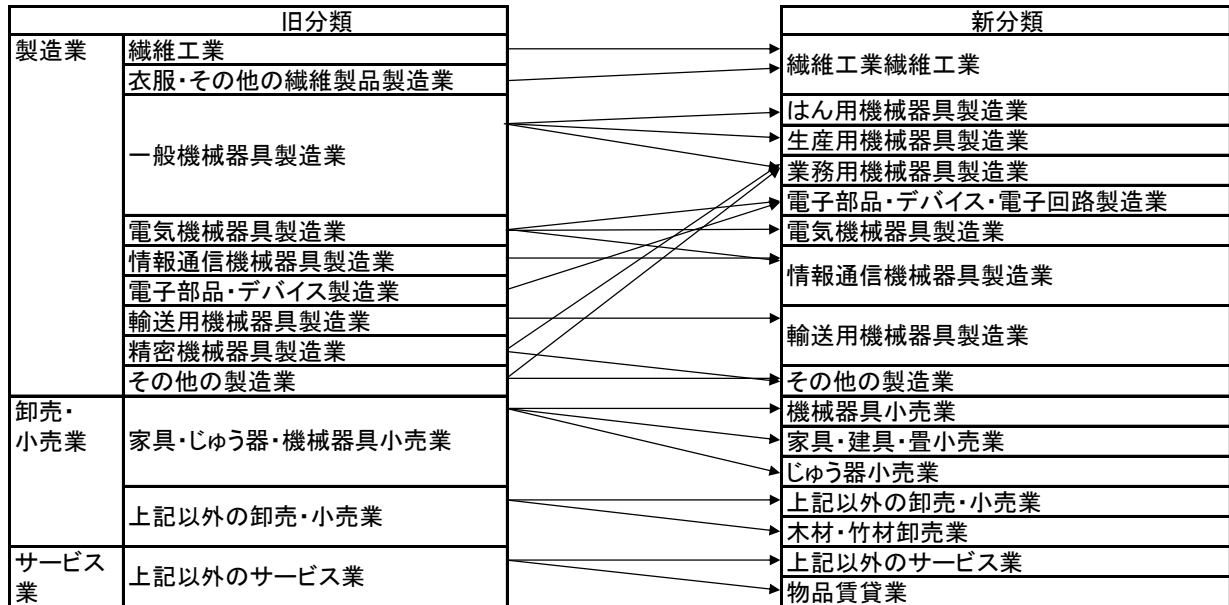


図-Ⅱ・3 新旧業種分類の変更（計算上の違いのあるもののみ）

1) 繊維工業～窯業・土石製品製造業

旧分類から新分類への移行に際して、衣服・その他の繊維製品製造業が全て繊維工業に含まれるよう変更されたため、単純に加算するものとした。その対応を表-Ⅱ・6に示す。

$$(新)繊維工業 = (旧)繊維工業 + (旧)衣服・その他の繊維製品製造業$$

表-Ⅱ・6 繊維工業～窯業・土石製品製造業の新旧区分の対応

区分	製造品出荷額	移動先(新産業分類)					
		繊維工業	木材・木製品製造業(家具を除く)	家具・装備品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	化学工業	窯業・土石製品製造業
移動元(旧産業分類)							
繊維工業	2,296,130	2,296,130					
衣服・その他の繊維製品製造業	2,174,868	2,174,868					
木材・木製品製造業	2,781,247		2,781,247				
家具・装備品製造業	2,404,582			2,404,582			
パルプ・紙・紙加工品製造業	繊維製造業		31,587				
	それ以外	7,698,087			7,666,500		
化学工業	化学繊維製造業	28,326,076	422,927				
	それ以外					27,903,149	
窯業・土石製品製造業	炭素繊維製造業	8,574,886	X				
	それ以外						8,574,886
計	54,255,876	4,893,925	2,812,834	2,404,582	7,666,500	27,903,149	8,574,886

数字は工業統計による平成19年度の全国の製造品等出荷額（単位：百万円）

Xは当該の事業所数が少数のため、統計上で秘匿されている項目

(衣服・その他の繊維製品製造業以外は変換しない)

また、新産業分類では、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、窯業・土石製品製造業に含まれている細分類業種の一部が他の中分類へ移動している（繊維板製造業→木材・木製品製造業、化学繊維製造業及び炭素繊維製造業→繊維工業）。

しかし、細分類レベルでの移動であること、製造品出荷額ベースで見るといずれも比率としては小さく、都道府県レベルでは秘匿データも多いこと、また組み合わせが複雑（多対多）となって計算の妥当性を確保しにくいことから、特に変換は行わないものとした。

2) はん用機械製造業～その他の製造業

旧産業分類の一般機械器具製造業からその他の製造業までの業種区分が、小分類ベースで大きく組み替えられている。その対応を表-Ⅱ・7に示す。これらについては、以下のとおり原単位法を応用して配分を行った。

表-Ⅱ・7 機械関連製造業の新旧区分の対応

区分	製造品 出荷額	移動先(新産業分類)							
		はん用機械 器具製造業	生産用機械 器具製造業	業務用機械 器具製造業	電子部品・デバ イス・電子回路 製造業	電気機械器 具製造業	情報通信機械 器具製造業	輸送用機械 器具製造業	その他の製 造業
移動元(旧産業分類)	ボイラ・原動機製造業	2,378,811							
	ポンプ・圧縮機器製造業	1,108,881							
	一般産業用機械・装置製造業	6,211,296							
	冷凍機・温度調整装置製造業	1,266,091							
	その他の機械・同部品製造業	4,464,148							
	農業用機械製造業(農業用器具除く)		967,170						
	建設機械・鉱山機械製造業		3,138,414						
	金属加工機械製造業	36,615,566	5,061,565						
	繊維機械製造業		427,128						
	特殊産業用機械製造業		6,055,391						
	包装・荷造機械製造業		356,785						
	ロボット製造業		686,316						
	事務用機械器具製造業			2,158,366					
	娯楽機械製造業			1,746,935					
	自動販売機製造業			276,579					
その他の事務・サービス・娯楽機械器具製造業			311,690						
電気機 械器具 製造業	21,135,681				383,325		2,291,266		
磁気テープ・磁気ディスク製造業									
ビデオ機器製造業									
それ以外の電気機械器具製造業						18,461,090			
情報通信機械器具製造業	13,931,265						13,331,265		
電子部品・デバイス製造業	20,954,224				20,954,224				
輸送用機械器具製造業	63,975,327						63,975,327		
精密機 械器具 製造業	計量器・測定器・分析機器・試験機製造業			1,572,968					
	測量機械器具製造業			55,842					
	医療用機械器具・医療用品製造業			1,134,560					
	理化学機械器具製造業	4,309,862		111,366					
	光学機械器具・レンズ製造業			967,904					
	眼鏡製造業							140,835	
その他の 製造業	時計・同部品製造業							326,387	
	武器製造業	4,689,995			X				
	それ以外のその他の製造業							4,689,995	
計	165,011,920	15,429,227	16,692,769	8,336,210	21,337,549	18,461,090	15,622,531	63,975,327	5,157,217

数字は工業統計による平成19年度の全国の製造品等出荷額（単位：百万円）

Xは当該の事業所数が少数のため、統計上で秘匿されている項目

旧産業分類の業種 A を新分類 X と Y に分割する場合、まず、新産業分類で回答してきた都道府県データを集計し、以下のように各業種の排出原単位を作成する。

$$\text{新分類 X の燃え殻排出原単位} = \text{新分類 X の燃え殻合計} / \text{新業種 X の活動指標} \cdot \cdot (1)$$

$$\text{新分類 Y の燃え殻排出原単位} = \text{新分類 Y の燃え殻合計} / \text{新業種 Y の活動指標} \cdot \cdot (2)$$

次に、仮想的な排出量を算出し、

$$\text{甲県新分類 X の燃え殻仮想排出量} = (1) \times \text{甲県 X の活動指標} \cdot \cdot (3)$$

$$\text{甲県新分類 Y の燃え殻仮想排出量} = (2) \times \text{甲県 Y の活動指標} \cdot \cdot (4)$$

として、この比率で甲県の旧分類 A の排出量を新業種 X、Y に配分する。

甲県新分類 X の燃え殻排出量 = $(3) / \{ (3) + (4) \} \times$ 甲県旧分類 A の燃え殻排出量

甲県新分類 Y の燃え殻排出量 = $(4) / \{ (3) + (4) \} \times$ 甲県旧分類 A の燃え殻排出量

(・・・以下各種産業廃棄物について同様)

3) 木材・竹材卸売業

木くずの業種指定変更に伴い、排出業種として木材・竹材卸売業（細分類）が追加された。旧産業分類における上記以外の卸売業、小売業より、原単位法を用いて分配するものとした。

4) 家具・じゅう器・機械器具小売業

旧産業分類の家具・じゅう器・機械器具小売業が、新産業分類ではそれぞれ機械器具小売業、家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業に分割された。2) と同様に原単位法で分配するものとした。

5) 物品賃借業

木くずの業種指定変更に伴い、排出業種として物品賃借業が追加された。従来の「上記以外のサービス業」より、2) と同様に原単位法で分配するものとした。

6) その他

以下が異なる大分類に移動しているが、業種の内容には変化はない。

- ・林業は、旧産業分類では大分類だったものが、新分類では農業、林業大分類の中の中分類項目へと組み込まれた。
- ・サービス業では、以下の中分類が別の大分類へと移動した。
 - 学術・研究開発機関→学術研究，専門・技術サービス業大分類
 - 写真業→学術研究，専門・技術サービス業大分類
 - 洗濯業→生活関連サービス業，娯楽業大分類

2-4 中分類への按分方法

都道府県からの回答において、調査対象業種が中小細分類の項目であるにもかかわらず、大分類のみの排出量しか得られなかった場合は、按分により分類を調整して平成 22 年度の排出量とした。按分方法を図-II・4に示す。

都道府県からの過去の回答により、当該大分類の中小細分類ごとの排出量が既知の場合は、当該数値を用いて按分した。そうでない場合は、後述 2-8 の全国共通原単位による推計を行った。

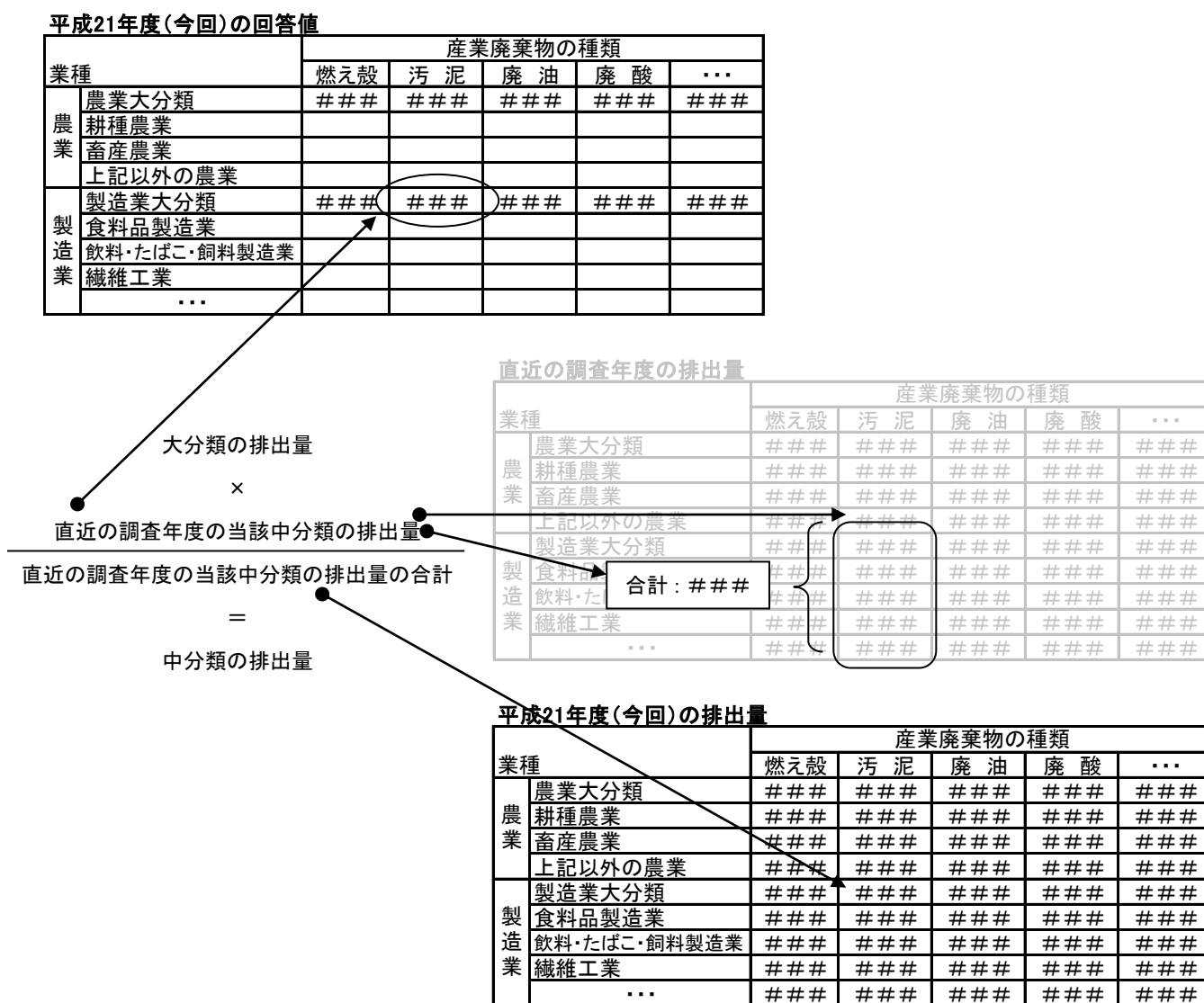


図-II・4 直近の調査年度の排出量による按分

2-5 年度補正方法

平成 21 年度以前の各都道府県が調査した産業廃棄物排出量は、活動量指標を用いて年度補正を行い、平成 22 年度の排出量とした。

[年度補正計算式]

$$\textcircled{1} \quad \text{年度補正排出量} = \text{調査年度の排出量} \times \frac{\text{平成 22 年度の活動量指標}}{\text{調査年度の活動量指標}}$$

本調査で用いた業種ごとの活動量指標を表-Ⅱ・8に示す。

なお、活動量指標に金額（製造品出荷額等、元請完成工事高）を用いている場合に限り年度補正に加え、デフレーターを用い物価補正を行った。年度補正に使用したデフレーターを表-Ⅱ・9に示す。

$$\textcircled{2} \quad \text{年度補正排出量} = \text{調査年度の排出量} \times \frac{\text{平成 22 年度の活動量指標} \times \text{平成年度のデフレーター}}{\text{調査年度の活動量指標} \times \text{調査年度のデフレーター}}$$

表-Ⅱ・8 活動量指標の種類及び単位

業種	活動量指標の種類	活動量指標の単位	出典	
農業	耕種農業	施設面積(ハウス面積、ガラス室面積)	a	世界農林業センサス(農業センサス)
	畜産農業	家畜数	頭羽	畜産統計、平成21年食鳥処理場調査結果の概要(ブローラ)
林業	従業者数	人	事業所・企業統計調査	
漁業	従業者数	人	事業所・企業統計調査	
鉱業	従業者数	人	事業所・企業統計調査	
建設業	元請完成工事高	百万円	建設工事施工統計調査報告	
製造業	製造品出荷額等	百万円	工業統計	
電気・ガス・熱供給・水道業	従業者数	人	事業所・企業統計調査	
	上水道業	給水人口現在	人	水道統計の経年分析
	下水道業	処理区域人口	人	下水道統計
情報通信業	従業者数	人	事業所・企業統計調査	
卸売・小売業	従業者数	人	事業所・企業統計調査	
飲食店、宿泊業	従業者数	人	事業所・企業統計調査	
医療、福祉	病床数	床	医療施設動態調査	
教育、学習支援業 複合サービス業 サービス業	従業者数	人	事業所・企業統計調査	
	と畜場(動物系固形不要物)	と畜頭数	頭	畜産物流通統計
公務	従業者数	人	事業所・企業統計調査	

表-Ⅱ・9 デフレーター

業種大分類	デフレーター	
	建設業*	製造業**
平成17年度	100.0	100.0
平成18年度	102.0	102.2
平成19年度	104.6	104.0
平成20年度	107.9	108.7
平成21年度	104.3	103.0
平成22年度	104.6	102.8

*「建設工事費デフレーター(2005年度基準)」(国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課)
 **「企業物価指数(2005年基準)」(日本銀行調査統計局)

2-6 動物のふん尿量の算出方法

動物のふん尿の排出量の推計においては、農林水産省より提供された資料「家畜排せつ物量の原単位」に記載している1頭羽当たりの1日排せつ物量（動物のふん尿原単位）を用いた。

この動物のふん尿原単位と農林水産省統計情報部が公表している「畜産統計」（農林水産省統計情報部）に記載している各都道府県ごとの牛、豚、鶏の頭羽数及び全国合計数を使用して、それぞれ畜種毎のふん尿排出量を求め、全国における動物のふん尿排出量を算出した。

使用した動物のふん尿原単位を表-II・10に示す。

表-II・10 動物のふん尿原単位

畜種		排せつ物量(kg/頭羽/日)		
		ふん	尿	合計
乳牛	搾乳牛	45.5	13.4	58.9
	乾・未経産	29.7	6.1	35.8
	育成牛	17.9	6.7	24.6
肉牛	2歳未満	17.8	6.5	24.3
	2歳以上	20.0	6.7	26.7
	乳用種	18.0	7.2	25.2
豚	肥育豚	2.1	3.8	5.9
	繁殖豚	3.3	7.0	10.3
採鶏卵	成鶏	0.136	-	0.136
	ヒナ	0.059	-	0.059
ブロイラー		0.130	-	0.130

資料：築城幹典、原田靖生：我が国における家畜排泄物発生の実態と今後の課題、環境保全と新しい畜産、農林水産技術情報協会、15-29（1997）

（農林水産省提供）

2-7 動物の死体量の算出方法

畜種毎に家畜共済（農業災害補償法に基づく共済事業の1つ）の加入頭数及び死亡廃用事故頭数から算出した値を死亡率（死亡頭数／加入頭数）とし、これに畜種毎の体重の中央値を乗じて各畜種の死体の原単位（t／頭）とした。使用した畜種毎の体重及び体重の中央値を表-II・11に示す。

上記原単位に「畜産統計」（農林水産省統計情報部）に記載されている各都道府県毎及び全国合計の牛、豚の頭数を乗じて、全国における死体の量を算出した。

表-II・11 家畜の体重（中央値）

種別	区分	体重 (kg)	体重の中央値 (kg)
乳用牛	搾乳牛	600～700	650
	乾乳牛	550～650	600
	育成牛	40～500	270
肉用牛	2歳未満	200～400	300
	2歳以上	400～700	550
	乳用種	250～700	475
豚	子豚	3～30	16.5
	肥育豚	30～110	70
	繁殖豚	150～300	225
鶏	成鶏	0.8～1.4	1.1
	ヒナ	0.04～1.4	0.72
	ブロイラー	0.04～2.8	1.42

資料：「堆肥化施設設計マニュアル」（社団法人中央畜産会：平成13年4月20日 二版二刷）
（ただし、体重の中央値は体重から推算）

$$\text{畜種ごとの原単位 (t/頭)} = \frac{\text{共済加入の死亡廃用事故頭数 (頭)}}{\text{共済加入の頭数 (頭)}} \times \frac{\text{畜種ごとの体重の中央値(kg/頭)}}{1,000(\text{kg/t})}$$

※共済加入の死亡廃用事故頭数及び共済加入の頭数は資料編Ⅲ参照。

2-8 下水道汚泥の算出方法

本年度は、国土交通省より入手した下水道資源有効利用推進基礎調査の「濃縮汚泥量」を用いた。（資料編Ⅳ参照）

使用した全国量を表-II・12に示す。

表-II・12 濃縮汚泥量（全国量（m³/年））

平成21年度（前年度）	76,188,949
平成22年度	72,326,942

2-9 原単位による推計方法

(1) 全国共通原単位の算出

全国共通原単位の算出方法を図-II・5に示す。

各都道府県からの回答（新規データ・補正データ）を基に全国共通原単位を算出する。

なお、原単位を算出する際は、平均値から大きく外れる数値を除くものとした。

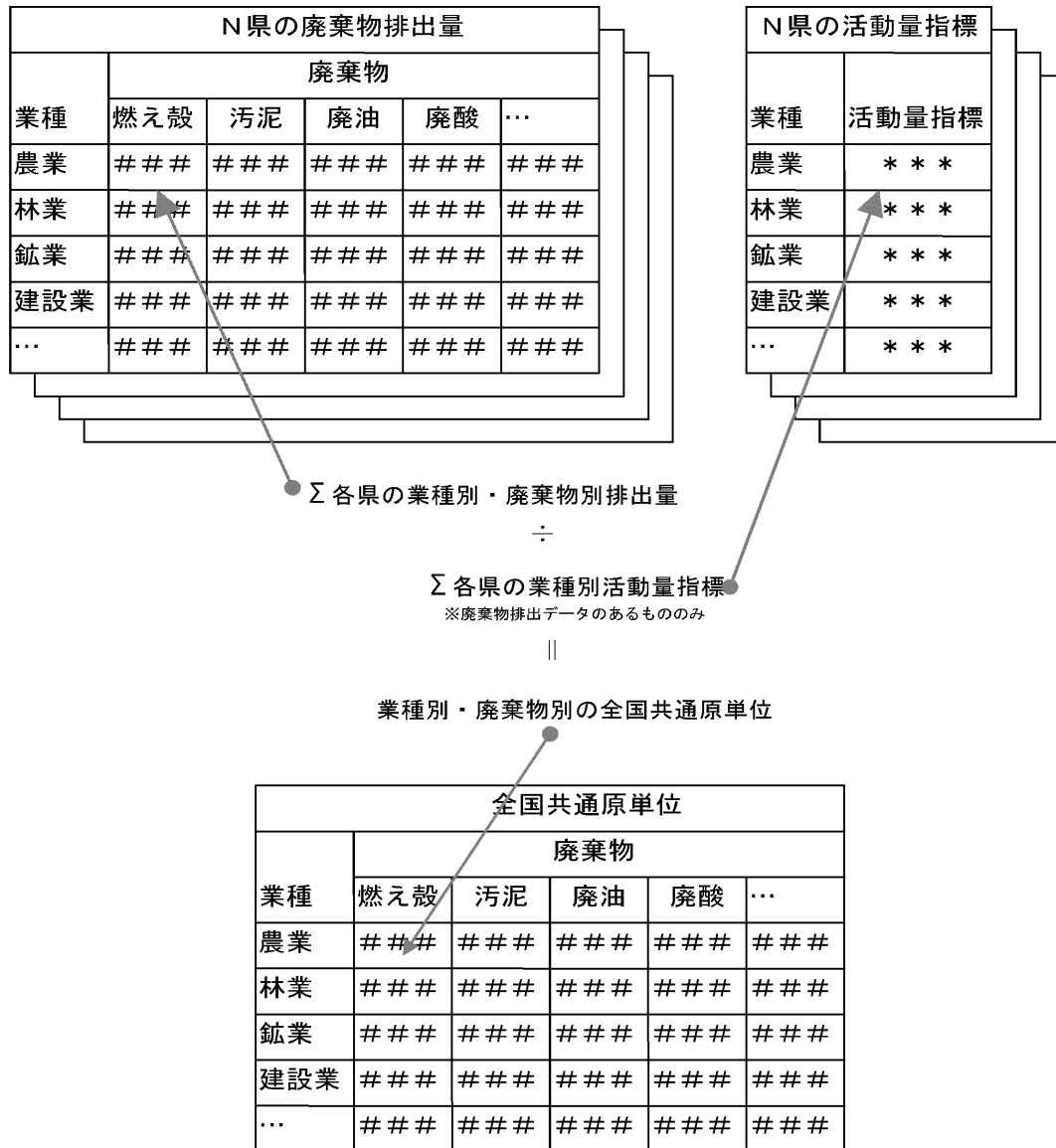


図-II・5 全国共通原単位算出方法

(2) 原単位法による推計

原単位法による推計方法を図-Ⅱ・6に示す。

都道府県での未調査部分等については原単位法を用いて補填した。

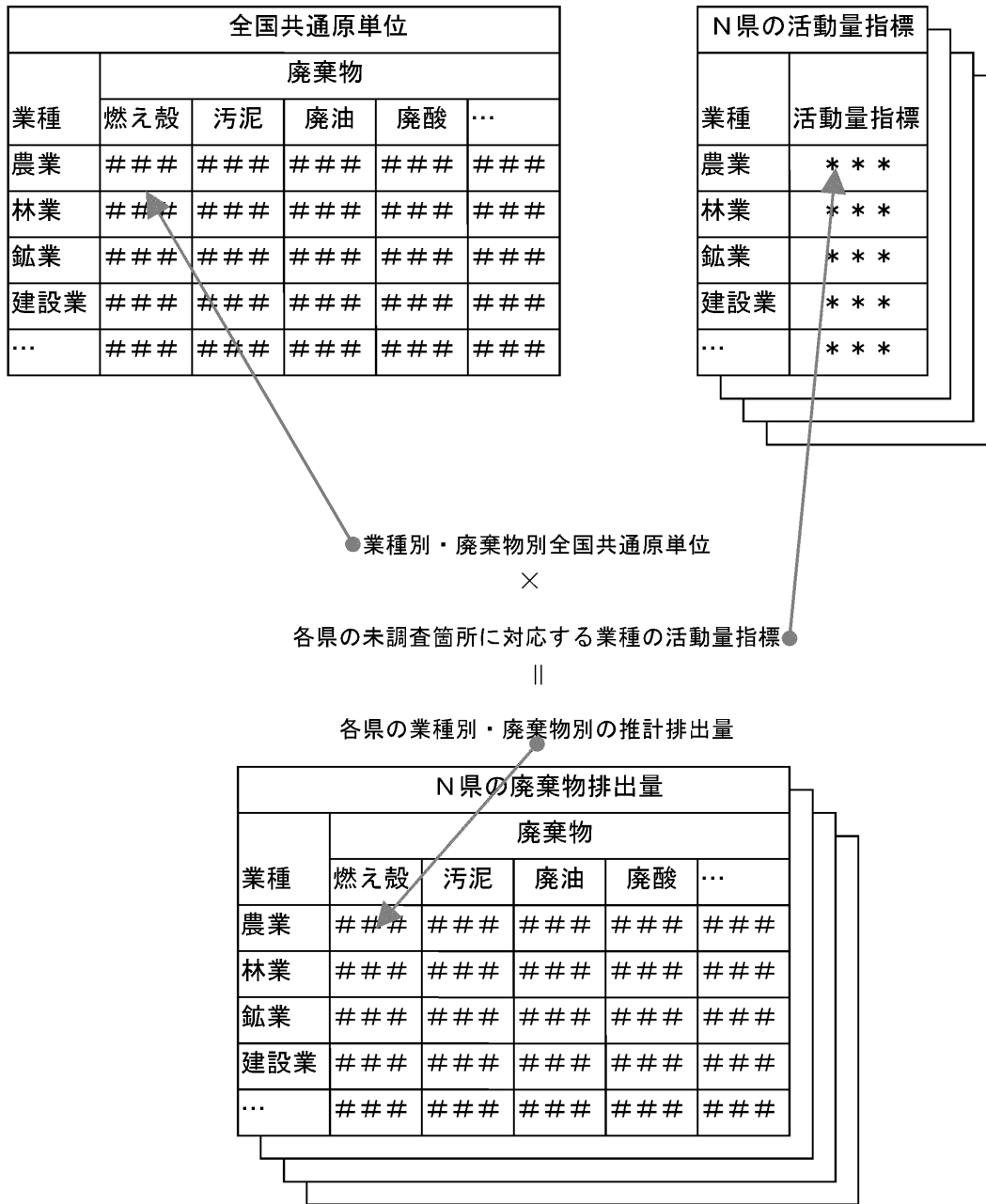


図-Ⅱ・6 排出量推計方法

3. 産業廃棄物処理状況の推計

3-1 産業廃棄物の処理量の算出方法

(1) 産業廃棄物の処理区分構成比の算出

- ① 基本データは、調査回答を基に図・II・7 の処理状況フローの構成に変換したものを採用した。(変換方法は表・II・13 参照。) このとき、各都道府県の産業廃棄物処理状況は実態調査実績年度等がそろっていない場合があるので、排出量を当該調査年度の産業廃棄物推計排出量に置き換えることで、当該調査年度の処理状況とし、これを各都道府県データとした。なお、処理区分の構成比率はそれぞれの実態調査実績年度同様と仮定した。
- ② 処理処分についての回答が無い都道府県や、本調査と処理区分が相違している等の理由で処理状況データが採用できない都道府県については、採用した都道府県データの積算値から求めた処理構成比率で代替するものとした。
- ③ 上水汚泥については、水道統計の関連資料から別途処理区分構成比率を算出した。
- ④ 下水汚泥については、国土交通省から入手した実績値を基に処理区分構成比率を算出した。
- ⑤ 動物のふん尿については、農林水産省の資料から別途処理区分構成比率を算出した。

以上により、最終的に全国値としての種類別の産業廃棄物の処理構成比率を算出した。

(2) 全国の産業廃棄物処理状況推計値の算出

産業廃棄物の種類別排出量に、(1)で算出した処理区分構成比率を乗じて、産業廃棄物の種類別処理状況推計値を算出した上、その合計値から全国の産業廃棄物処理状況推計値を算出した。

$$\begin{aligned} & \text{全国の産業廃棄物処理状況推計値 (t/年)} \\ & = \Sigma \{ \text{産業廃棄物の種類別排出量 (t/年)} \times \text{種類別処理状況構成比 (\%)} \} \end{aligned}$$

処理状況の算出方法を図・II・8 に、処理状況フロー図を図・II・7 に、処理状況算出項目(処理区分)を表・II・13 に示す。

なお、産業廃棄物処理状況の平成 22 年度実績算出にあたり、排出量の推計方法と同様に「廃棄物の減量化の目標量」の算出方法との整合を図った。

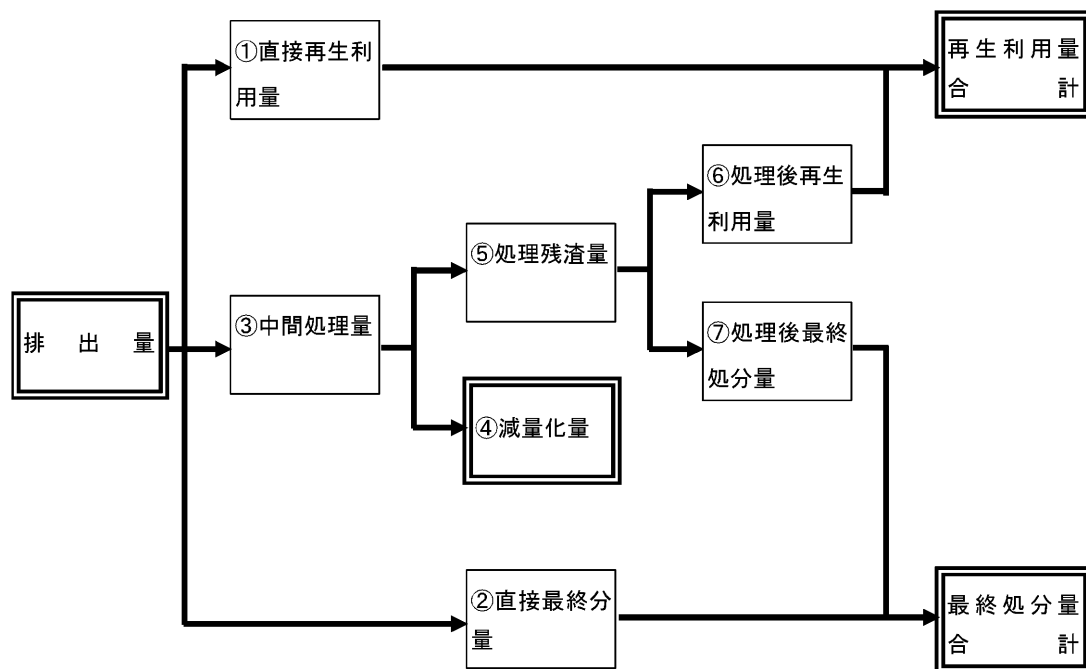


図-II・7 処理状況フロー図

表-II・13 処理状況算出項目（処理区分）

処理区分	調査票Ⅲ処理項目番号との関係
①直接再生利用量（中間処理せず、再生利用された量）	自己未処理自己再生利用量（8）
②直接最終処分量（中間処理せず、最終処分された量）	自己未処理自己最終処分量（11）＋（5）のうち委託最終処分された量（14ハ）
③中間処理量（中間処理の対象となった量）	自己中間処理量（4）＋（5）のうち委託中間処理された量（13イ）
④減量化量（中間処理により減量した量） （＝③－⑤）	－
⑤処理残渣量（中間処理後の処理残渣量） （＝⑥＋⑦）	－
⑥処理後再生利用量（中間処理後に、再生利用された量）	自己中間処理後再生利用量（9）＋委託中間処理後再生利用量（17）
⑦処理後最終処分量（中間処理後に、最終処分された量）	自己中間処理後自己最終処分量（10）＋（6）のうち委託最終処分された量（14ニ）＋委託中間処理後最終処分量（18）

燃え殻 処 理 区 分							
都道府県	排出量	直接再生利用量	直接最終処分量	中間処理			
				中間処理量	処理残渣量	再生利用量	最終処分量
N県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
O県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
P県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
Q県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
R県	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
…	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
合計	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
構成比	100%	***	***	***	***	***	***

廃棄物別処理状況の各都道府県データ合計値



● 全国廃棄物別処理状況構成比



● 廃棄物別排出量



● 廃棄物別の処理状況推計

廃棄物処理状況一覧表

種類	排出量	直接再生利用量	直接最終処分量	中間処理			
				中間処理量	処理残渣量	再生利用量	最終処分量
燃え殻	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
汚泥	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
廃油	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
廃酸	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
廃アルカリ	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
…	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
合計	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####
構成比	100%	***	***	***	***	***	***

図-II・8 産業廃棄物の処理状況算出方法

3-2 上水汚泥の処理量の算出方法

「水道統計の経年分析」（日本水道協会水道統計編集専門委員会）における「上水道・水道用水供給事業の処分方法別処分土量」を用いて算出した。表-II・14 に処理区分ごとに算出した結果を示す。なお、処理量は排出量 8,135 千 t / 年に構成比率を乗じることで算出した。

表-II・14 上水汚泥の処理量

処理区分	処理量 (千 t / 年)	構成比率 (%)
排出量	8,135	100
有効利用量	643	7.9
減量化量	7,167	88.1
埋立量	325	4.0

3-3 下水汚泥の処理量の算出方法

国土交通省より入手した実績値を用いた。表-II・15 に処理区分ごとの実績値を示す。

表-II・15 下水汚泥の処理量

処理区分	処理実績 (千 t / 年)	割合 (%)
排出量	72,327	100.0
再生利用量(①)	2,306	3.2
中間処理による減量化(②)	69,672	96.3
減量化(①+②)	71,978	99.5
最終処分量	349	0.5

(国土交通省提供資料)

3-4 動物のふん尿の処理量の算出方法

表-II・16 に都道府県からの回答をもとに、処理区分ごとに算出した結果を示す。処理処分量の算出にあたっては、このデータをもとに農林水産省提供データでの補正を行っている。

表-II・16 動物のふん尿の処理量

処理区分	処理量 (千 t / 年)	構成比率 (%)
排出量	85,925	100.0
再生利用量	62,306	72.5
減量化量	23,609	27.5
最終処分量	10	0.0

Ⅲ.調査結果

1. アンケート調査結果

(1) 基本データ

各都道府県における産業廃棄物排出処理状況の実態調査実績年度は表-Ⅲ・1 に示すとおりである。平成 22 年度実績は 5 自治体から入手し、他の 42 自治体は平成 21 年度以前の実績である。基本データは、この 47 自治体のデータとした。

表-Ⅲ・1 都道府県実施調査実績年度*1

No.	都道府県	産業 分類 (新/ 旧)	調査年度 平成14年度以前の調査	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
				1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度	1 9 年度	2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度
1	北海道	新	昭和63年度、平成6. 10. 14年度						○	●	
2	青森県	新	昭和63年度、平成5. 10年度	○						●	
3	岩手県	旧	平成2. 7. 14年度	○	○	○	○	○	○	○	●
4	宮城県	新	平成2. 4. 9. 13. 14年度	○	○	○	○	○	○	○	●
5	秋田県	旧	昭和62年度、平成4. 8. 11年度		○	○	○	○	○	●	
6	山形県	新	平成3. 6. 11年度		○				○	○	●
7	福島県	旧	昭和63年度、平成5. 10年度	○	○	○	○	○	○	○	●
8	茨城県	新	平成元. 5. 10年度	○		○	○			●	
9	栃木県	新	昭和45. 52. 57年度、平成1. 5. 8. 10. 14年度	○	○	○	○	○	○	○	○
10	群馬県	新	昭和63年度、平成5. 10年度	○						○※	▲
11	埼玉県	新	平成元. 5. 10年度	○※						▲	
12	千葉県	新	平成元. 5. 10年度	○							●
13	東京都	新	昭和63年度、平成4. 9. 13年度		○		○※	○			▲
14	神奈川県	新	昭和63年度、平成5. 10年度	○※			○	○			▲
15	新潟県	旧	平成元. 5. 10年度	○						●	
16	富山県	新	平成2. 6. 11年度	○	○	○	○※	○			▲
17	石川県	新	平成元. 6. 11年度	○	○	○		○	○		●
18	福井県	新	昭和52. 59年度、平成2. 7. 12年度	○				○	○	●	
19	山梨県	新	昭和52. 59年度、平成元. 5. 10年度	○			○				○
20	長野県	新	平成元. 5. 10年度	○	○※					▲	
21	岐阜県	新	平成3. 8. 12年度		○		○			●	
22	静岡県	旧	昭和49. 52. 56. 60年度、平成元. 5. 8. 11年度	○※							▲
23	愛知県	新	平成2. 6. 11. 13年度		○	○			○		●
24	三重県	旧	平成2. 3. 8. 12年度	○	○※					▲	
25	滋賀県	旧	昭和63年度、平成5. 9. 12年度		○	○	○	○			●
26	京都府	旧	平成元. 6. 11年度			○				●	
27	大阪府	新	昭和62年度、平成4. 7. 12年度		○				○		●
28	兵庫県	旧	昭和62年度、平成2. 4. 9. 14年度	○				○		●	
29	奈良県	旧	昭和52. 62年度、平成3. 9. 13年度			○				●	
30	和歌山県	旧	昭和47. 52. 57年度、平成2. 4. 8. 12年度		○	○	○	○			○※
31	鳥取県	新	平成元. 6. 10. 13年度	○			○				●
32	島根県	旧	昭和62年度、平成3. 7. 11年度		○※					▲	
33	岡山県	新	平成4. 9. 12年度		○	○	○	○			●
34	広島県	旧	昭和46. 51. 56. 61年度、平成2. 7. 12年度				○	○			●
35	山口県	旧	昭和63年度、平成3. 8. 12年度	○※						▲	
36	徳島県	旧	昭和47. 53. 58. 63年度、平成4. 10年度	○※						▲	
37	香川県	旧	平成元. 5. 10年度	○※				○			▲
38	愛媛県	新	平成3. 6. 11年度		○				○		●
39	高知県	新	昭和63年度、平成4. 9. 13年度			○				●	
40	福岡県	旧	昭和61年度、平成4. 9. 12年度			○					●
41	佐賀県	新	平成2. 8. 12年度		○	○	○	○			○
42	長崎県	新	平成元. 5. 10年度	○						●	
43	熊本県	旧	昭和63年度、平成2. 8. 12年度		○※					▲	
44	大分県	新	昭和49. 58. 63年度、平成4. 9. 12年度			○			○		●
45	宮崎県	旧	平成元. 6. 10. 14年度	○	○	○	○※	○			▲
46	鹿児島県	旧	平成3. 8年度	○※						▲	
47	沖縄県	旧	昭和63年度、平成6. 11年度	○※			○				▲
○、○※、△				26	21	19	20	20	10	0	0
●、▲				0	0	0	0	0	20	26	5
計				26	21	19	20	20	30	26	5

※1 ●：今回採用データ、▲：今回採用データ（大分類による回答あり）、

○：以前の調査、○※：以前の調査（按分根拠として採用）

※ 網掛けは、平成 21 年度事業で報告された実績値を用いて推計した都道府県。

2. 産業廃棄物排出量の推計結果

都道府県別の活動量指標及び全国共通原単位から算出した各県の推計排出量を合計した結果、平成22年度における産業廃棄物の全国排出量は、およそ387,270千トンと推計された。

ただし、汚泥（下水道業）、動物のふん尿及び動物の死体は国土交通省及び農林水産省資料等を用いて算出した（資料編Ⅲ、Ⅳ参照）。

業種別種類別排出量を表-Ⅲ・5に、また都道府県別種類別排出量を表-Ⅲ・6に示すとともに、表-Ⅲ・7に示す全国共通原単位を算出するために用いた各都道府県回答排出量の合計値を表-Ⅲ・8に、回答のあった箇所に対応する活動量指標の合計値を表-Ⅲ・9に示す。

(1) 業種別排出量

産業廃棄物の排出量を業種別にみると、排出割合の高いものから電気・ガス・熱供給・水道業（下水道業を含む。）が約91,620千トン（全体の23.7%）、農業が約86,172千トン（同22.3%）、建設業が約70,963千トン（同18.3%）、パルプ・紙・紙加工品製造業が約35,198千トン（同9.1%）、鉄鋼業が約27,898千トン（同7.2%）となっており、この5業種で8割以上を占めている（図-Ⅲ・1、表-Ⅲ・2参照）。

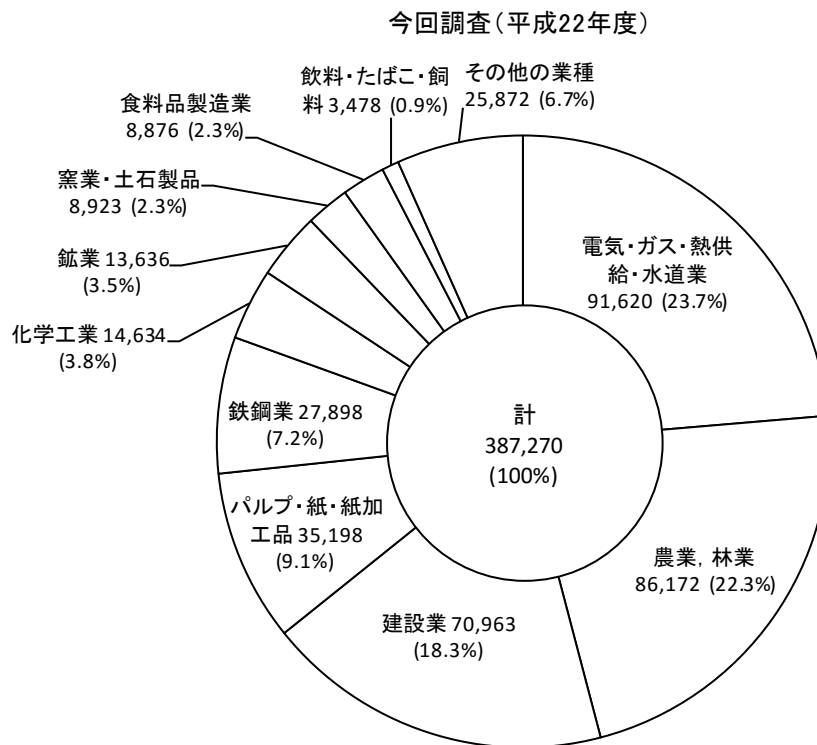


図-Ⅲ・1 産業廃棄物の業種別排出量

表-Ⅲ・2 産業廃棄物の業種別排出量

業種	平成21年度		平成22年度	
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)
農業、林業	88,410	22.7	86,172	22.3
漁業	36	0.0	35	0.0
鉱業	13,865	3.6	13,636	3.5
建設業	73,640	18.9	70,963	18.3
製造業	113,205	29.0	120,581	31.1
食料品製造業	9,135	2.3	8,876	2.3
飲料・たばこ・飼料	3,458	0.9	3,478	0.9
繊維工業	986	0.3	988	0.3
木材・木製品	913	0.2	937	0.2
家具・装備品	228	0.1	236	0.1
パルプ・紙・紙加工品	34,170	8.8	35,198	9.1
印刷・同関連	653	0.2	622	0.2
化学工業	13,253	3.4	14,634	3.8
石油製品・石炭製品	975	0.3	1,262	0.3
プラスチック製品	982	0.3	1,077	0.3
ゴム製品	279	0.1	310	0.1
なめし革・同製品・毛皮	189	0.0	186	0.0
窯業・土石製品	8,510	2.2	8,923	2.3
鉄鋼業	24,898	6.4	27,898	7.2
非鉄金属	2,382	0.6	2,783	0.7
金属製品	2,950	0.8	2,841	0.7
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、その他の製造業	2,243	0.6	2,390	0.6
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具	4,067	1.0	4,596	1.2
輸送用機械器具	2,935	0.8	3,346	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	96,371	24.7	91,620	23.7
情報通信業、運輸業	823	0.2	805	0.2
卸売・小売業、飲食店・宿泊業	1,671	0.4	1,743	0.5
医療・福祉	465	0.1	438	0.1
教育、学習支援業、複合サービス業、サービス業等	1,184	0.3	1,199	0.3
公務	77	0.0	77	0.0
合計	389,746	100.0	387,270	100.0

※各業種の産業廃棄物排出量は四捨五入して表示しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

※日本標準産業分類の改訂に伴う、新旧産業分類で相違する業種区別の対応は以下の通り。

旧産業分類	新産業分類	旧産業分類	新産業分類
(大分類) 農業	(大分類) 農業・林業	一般機械器具製造業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、その他の製造業
(大分類) 林業		精密機械器具製造業	
繊維工業	繊維工業	その他の製造業	
衣服・その他繊維製品製造業		電気機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
	情報通信機械器具製造業		
	電子部品デバイス製造業		

※「教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業等」：物品賃借業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業の各大分類の合計

(2) 種類別排出量

産業廃棄物の排出量を種類別にみると、汚泥の排出量が最も多く、約 172,391 千トン（全体の 44.5%）であり、次いで、動物のふん尿が約 85,925 千トン（同 22.2%）、がれき類が約 56,596 千トン（同 14.6%）となっており、この 3 品目で全排出量の 8 割以上を占めている（図-III・2、表-III・3 参照）。

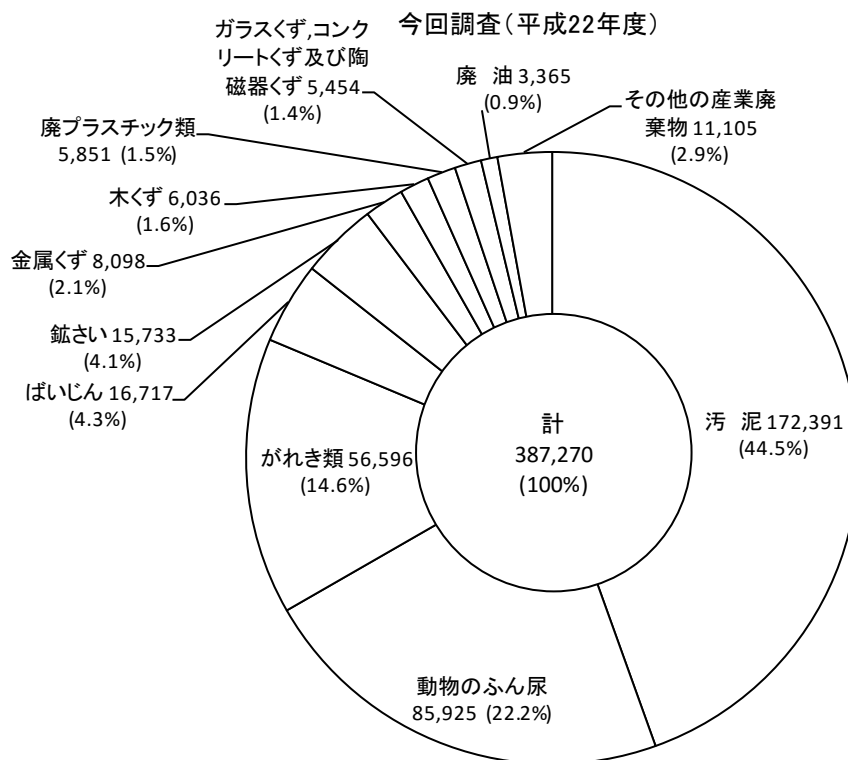


図-III・2 産業廃棄物の種類別排出量

表-Ⅲ・3 産業廃棄物の種類別排出量

種 類	平成21年度		平成22年度	
	排出量 (千t)	割合 (%)	排出量 (千t)	割合 (%)
燃 え 殻	1,821	0.5	1,873	0.5
汚 泥	173,629	44.5	172,391	44.5
廃 油	3,048	0.8	3,365	0.9
廃 酸	2,542	0.7	2,759	0.7
廃 ア ル カ リ	1,867	0.5	1,989	0.5
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	5,665	1.5	5,851	1.5
紙 く ず	1,265	0.3	1,243	0.3
木 く ず	6,294	1.6	6,036	1.6
織 維 く ず	69	0.0	67	0.0
動 植 物 性 残 さ	2,888	0.7	2,872	0.7
動 物 系 固 形 不 要 物	113	0.0	108	0.0
ゴ ム く ず	27	0.0	33	0.0
金 属 く ず	7,830	2.0	8,098	2.1
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	5,411	1.4	5,454	1.4
鋳 さ い	14,109	3.6	15,733	4.1
が れ き 類	58,921	15.1	56,596	14.6
動 物 の ふ ん 尿	88,162	22.6	85,925	22.2
動 物 の 死 体	161	0.0	161	0.0
ば い じ ん	15,923	4.1	16,717	4.3
合 計	389,746	100.0	387,270	100.0

※各種類の産業廃棄物排出量は四捨五入して表示しているため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

(3)地域別排出量

産業廃棄物の排出量を地域別にみると、関東地方の排出量が最も多く、95,243千トン（全体の24.6%）であり、次いで、中部地方の約65,490千トン（同16.9%）、九州地方の約56,243千トン（同14.5%）、近畿地方の約55,250千トン（同14.3%）の順になっている（図-Ⅲ・3、表-Ⅲ・4参照）。

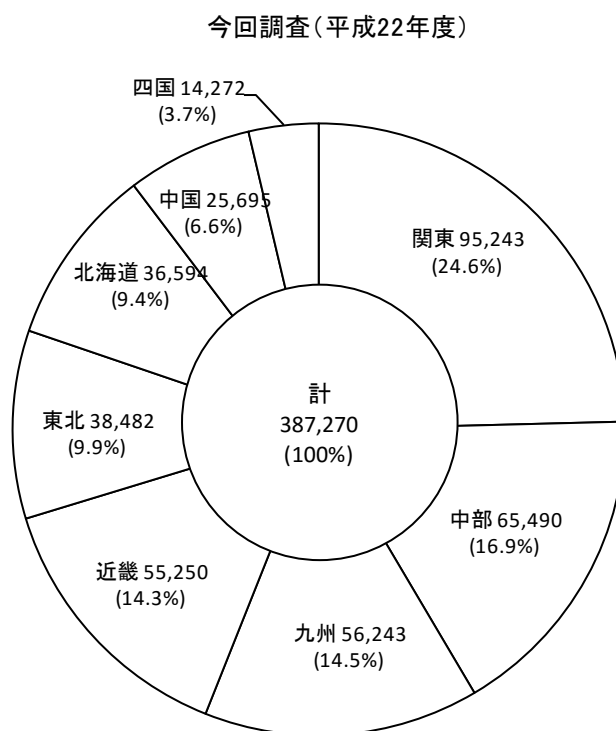


図-Ⅲ・3 産業廃棄物の地域別排出量

表-Ⅲ・4 産業廃棄物の地域別排出量

地 域	排出量(千t/年)	割合(%)
北 海 道	36,594	9.4%
東 北	38,482	9.9%
関 東	95,243	24.6%
中 部	65,490	16.9%
近 畿	55,250	14.3%
中 国	25,695	6.6%
四 国	14,272	3.7%
九 州	56,243	14.5%
合 計	387,270	100.0%

※各地域に属する都府県は次のとおり。

関東地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 中部地域：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
 近畿地域：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 九州地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
 東北地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 中国地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

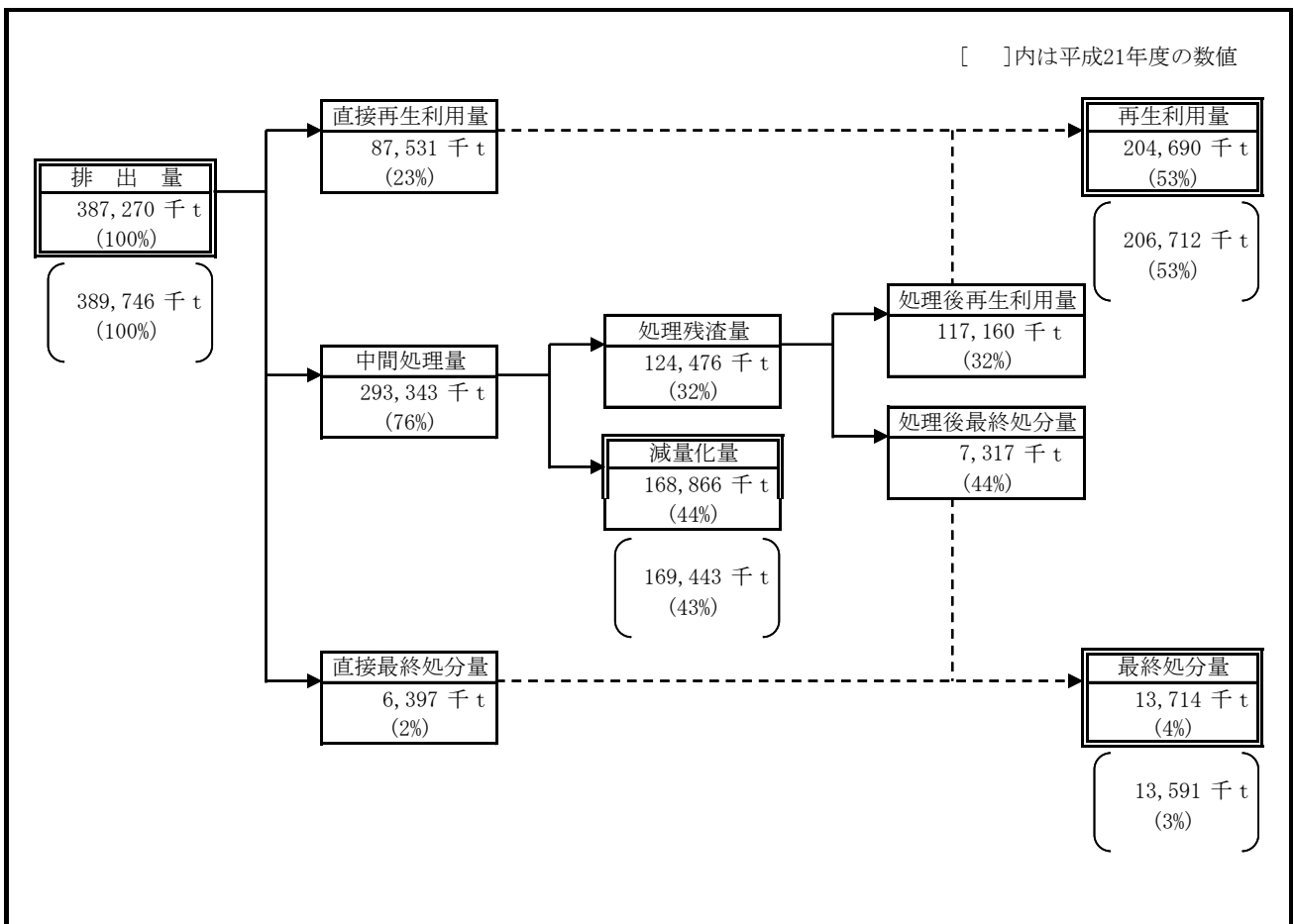
3. 産業廃棄物処理の推計結果

産業廃棄物の処理状況についてまとめたものを表-III・10に示す。また、これらをもとに産業廃棄物の処理状況を図-III・4に示す。

総排出量約 387,270 千トンのうち、中間処理されたものは約 293,343 千トン（全体の 76%）、直接再生利用されたものは約 87,531 千トン（同 23%）、直接最終処分されたものは、約 6,397 千トン（同 2%）となった。

また、中間処理された産業廃棄物約 293,343 千トンは、約 124,476 千トンまで減量化され、再生利用（約 117,160 千トン）または最終処分（約 7,317 千トン）された。

結局、排出された産業廃棄物全体の 53%にあたる約 204,690 千トンが再生利用され、4%にあたる約 13,714 千トンが最終処分された。



*各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

図-III・4 産業廃棄物の処理状況

また、産業廃棄物の種類別処理状況を図-III・5に示す。

再生利用率が高いものは、金属くず、がれき類、動物のふん尿（いずれも96%）、鉍さい（89%）等であり、再生利用率が低いものは、汚泥（9%）、廃アルカリ（25%）、廃酸（32%）、廃油（36%）等であった。

最終処分の比率が高い廃棄物は、ゴムくず（29%）、燃え殻（24%）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（23%）、廃プラスチック類（21%）等であった。

減量化率が高いものは、汚泥（88%）、廃アルカリ（73%）、廃酸（65%）、廃油（61%）等であった。

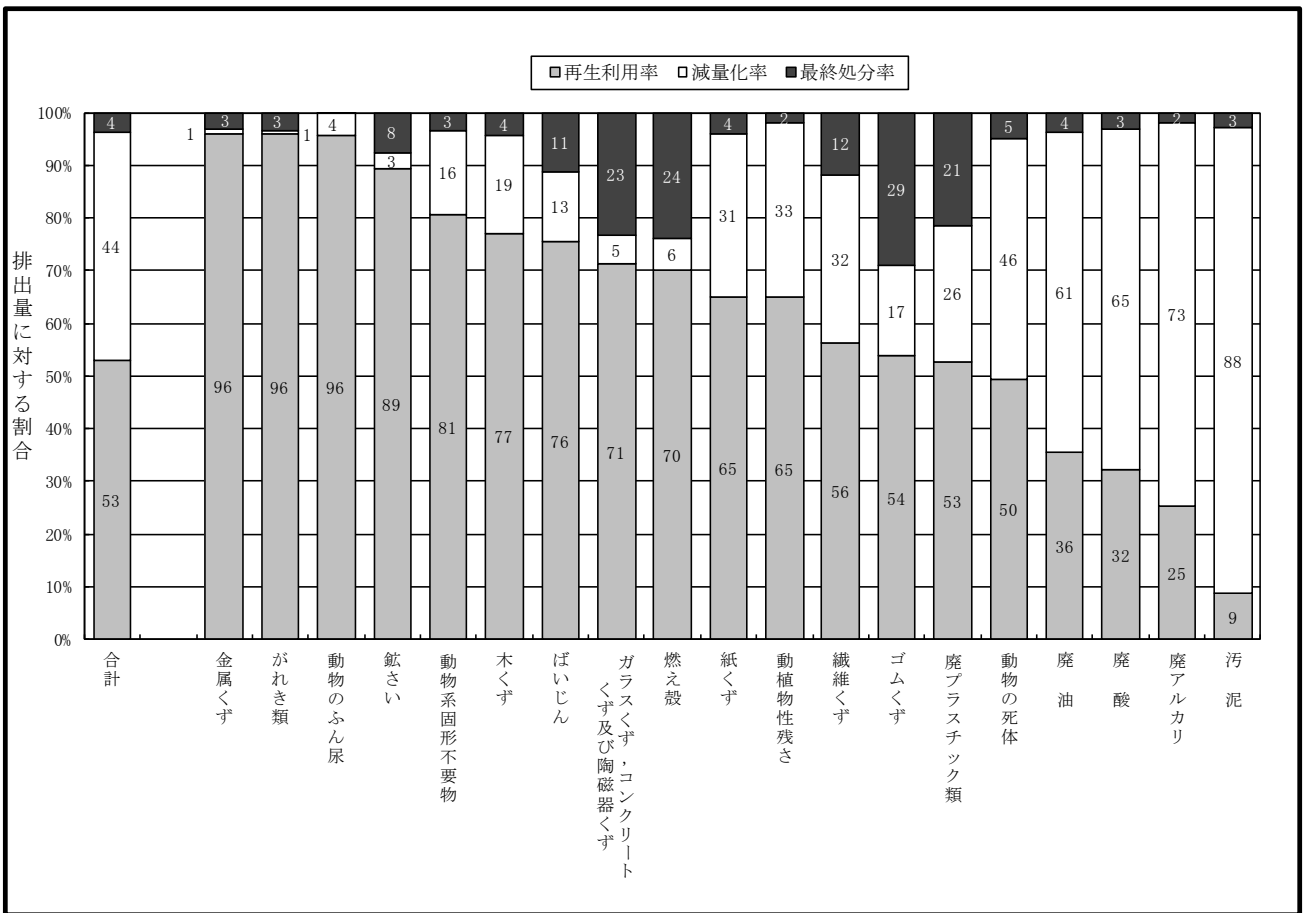


図-III・5 産業廃棄物の種類別の処理状況

表-III・10 産業廃棄物排出・処理状況一覧表

(単位：t/年)

	排出量 (A)	直接再生 利用量 (B)	直接 最終処分量 (C)	中間処理				再生 利用量計 (B)+(F)	減量化量 (D)-(E)	最終処分量計 (C)+(G)
				中間処理量 (D)	処理残渣量 (E)	再生利用量 (F)	最終処分 (G)			
燃 え 殻	1,873,001	88,966	412,648	1,371,387	1,262,251	1,225,568	36,683	1,314,534	109,136	449,331
構成比	100	5	22	73	67	65	2	70	6	24
汚 泥	172,391,099	1,817,316	1,544,520	169,029,263	16,680,913	13,307,454	3,373,459	15,124,770	152,348,350	4,917,979
構成比	100	1	1	98	10	8	2	9	88	3
廃 油	3,365,010	129,255	46,526	3,189,230	1,141,197	1,067,264	73,933	1,196,519	2,048,032	120,459
構成比	100	4	1	95	34	32	2	36	61	4
廃 酸	2,758,939	69,396	510	2,689,033	904,601	818,101	86,500	887,497	1,784,432	87,011
構成比	100	3	0	97	33	30	3	32	65	3
廃 アルカリ	1,989,288	20,503	4,141	1,964,644	520,256	484,844	35,411	505,347	1,444,389	39,552
構成比	100	1	0	99	26	24	2	25	73	2
廃プラスチック類	5,850,803	93,710	327,902	5,429,190	3,912,969	2,995,596	917,373	3,089,307	1,516,221	1,245,275
構成比	100	2	6	93	67	51	16	53	26	21
紙 く ず	1,243,037	87,459	13,987	1,141,591	758,105	722,501	35,604	809,960	383,486	49,591
構成比	100	7	1	92	61	58	3	65	31	4
木 く ず	6,036,015	102,611	62,082	5,871,323	4,742,949	4,553,402	189,547	4,656,013	1,128,374	251,628
構成比	100	2	1	97	79	75	3	77	19	4
織 維 く ず	67,056	1,533	2,089	63,434	41,959	36,193	5,766	37,726	21,475	7,855
構成比	100	2	3	95	63	54	9	56	32	12
動植物性残さ	2,871,882	241,800	11,116	2,618,966	1,666,769	1,623,256	43,513	1,865,056	952,197	54,629
構成比	100	8	0	91	58	57	2	65	33	2
動物系固形不要物	108,158	622	1,530	106,007	88,753	86,769	1,982	87,391	17,254	3,512
構成比	100	1	1	98	82	80	2	81	16	3
ゴ ム く ず	32,626	995	2,164	29,467	23,905	16,582	7,323	17,577	5,562	9,487
構成比	100	3	7	90	73	51	22	54	17	29
金 属 く ず	8,097,531	3,715,676	46,260	4,335,595	4,262,192	4,065,278	196,914	7,780,954	73,403	243,174
構成比	100	46	1	54	53	50	2	96	1	3
ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず	5,454,053	165,228	489,744	4,799,081	4,500,876	3,719,865	781,011	3,885,093	298,205	1,270,755
構成比	100	3	9	88	83	68	14	71	5	23
鋳 さ い	15,732,589	2,994,357	988,664	11,749,567	11,268,869	11,066,265	202,603	14,060,623	480,698	1,191,268
構成比	100	19	6	75	72	70	1	89	3	8
が れ き 類	56,596,426	768,620	730,407	55,097,398	54,652,189	53,527,521	1,124,668	54,296,141	445,210	1,855,075
構成比	100	1	1	97	97	95	2	96	1	3
動物のふん尿	85,924,580	75,422,825	503	10,501,252	6,985,428	6,940,719	44,709	82,363,544	3,515,824	45,212
構成比	100	88	0	12	8	8	0	95.9	4.1	0.1
動物の死体	160,711	926	2,295	157,490	84,283	78,652	5,631	79,578	73,207	7,926
構成比	100	1	1	98	52	49	4	50	46	5
ば い じ ん	16,717,434	1,808,835	1,709,800	13,198,798	10,977,989	10,823,712	154,277	12,632,548	2,220,809	1,864,077
構成比	100	11	10	79	66	65	1	76	13	11
合 計	387,270,238	87,530,633	6,396,889	293,342,717	124,476,453	117,159,545	7,316,906	204,690,178	168,866,264	13,713,796
構成比	100.0	22.6	1.7	75.7	32.1	30.3	1.9	52.9	43.6	3.5

*各廃棄物の産業廃棄物排出量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる。

3-1 再生利用量

再生利用量は図-Ⅲ・4に示すように、総排出量約387,270千トンのうち約204,690千トン（全体の53%）であった。

種類別にみると図-Ⅲ・6に示すように、再生利用率の高い廃棄物は、金属くずの96%（約7,781千トン）、がれき類の96%（約54,296千トン）、動物のふん尿の96%（約82,364千トン）であった。これらのうち動物のふん尿については直接再生利用率が高く、がれき類については中間処理後の再生利用率が高かった。一方、再生利用率の低い廃棄物は、汚泥の9%（約15,125千トン）、廃アルカリの25%（約505千トン）、廃酸の32%（約887千トン）、廃油の36%（約1,197千トン）であった。

また、量的にみると、図-Ⅲ・7に示す様に動物のふん尿の約82,364千トン（全体の40%）、がれき類の約54,296千トン（同27%）、汚泥の約15,125千トン（同7%）が多く、これら3種で全体の約74%を占めた。

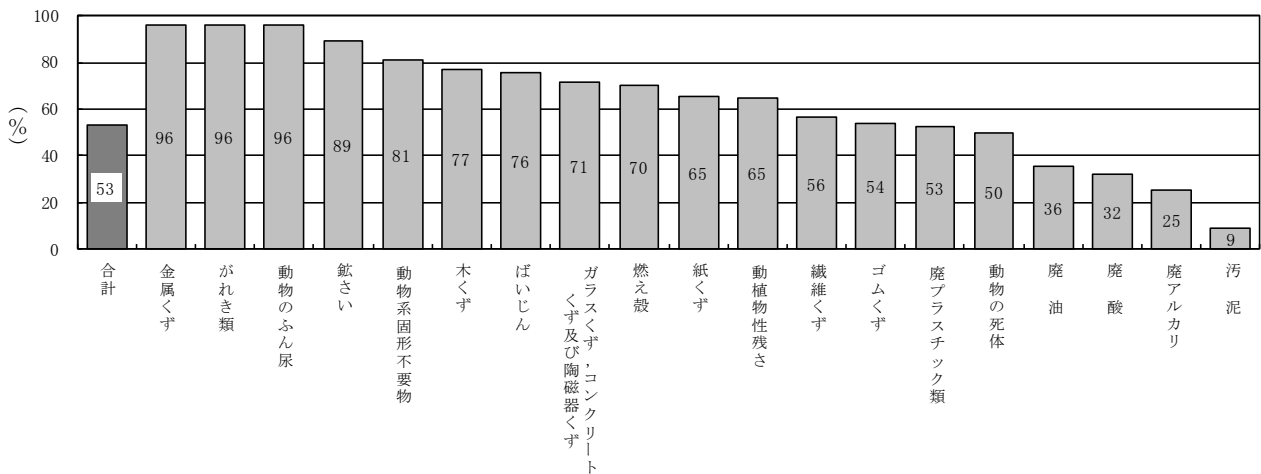


図-Ⅲ・6 産業廃棄物の種類別再生利用率

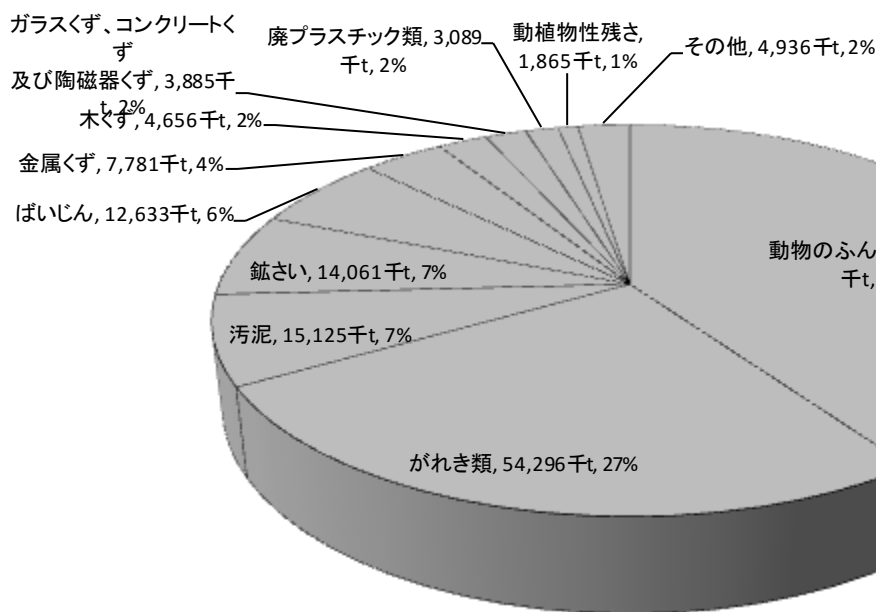


図-Ⅲ・7 産業廃棄物の再生利用量の比率

3-2 減量化量

総排出量約 387,270 千トンの産業廃棄物は図-III・4 に示すように、中間処理された産業廃棄物約 293,343 千トン（全体の 76%）は約 124,476 千トン（同 32%）まで減量化され、その減量化量は約 168,866 千トン（同 44%）であった。

種類別にみると図-III・8 に示すように、減量化率の最も高い廃棄物は、汚泥の 88%（約 152,348 千トン）、廃アルカリの 73%（約 1,444 千トン）、次いで廃酸の 65%（約 1,784 千トン）であった。一方、減量化率の低い廃棄物は、がれき類の 1%（約 445 千トン）、金属くずの 1%（約 73 千トン）、鋳さいの 3%（約 481 千トン）であった。

また、量的にみると図-III・9 に示すように汚泥の約 152,348 千トン（全体の 90%）が飛び抜けて多く、減量化量全体の約 9 割を占めた。

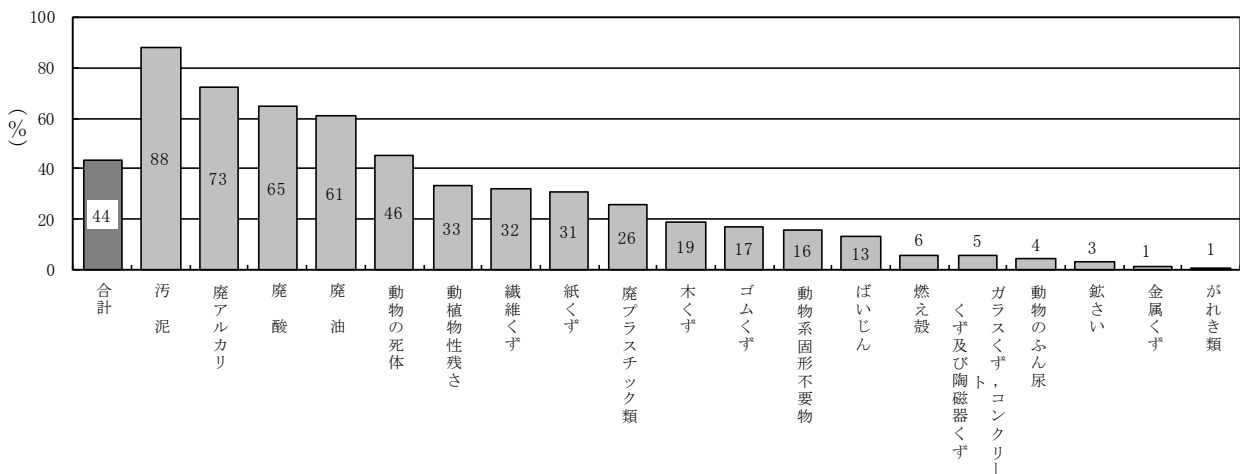


図-III・8 産業廃棄物の種類別減量化率

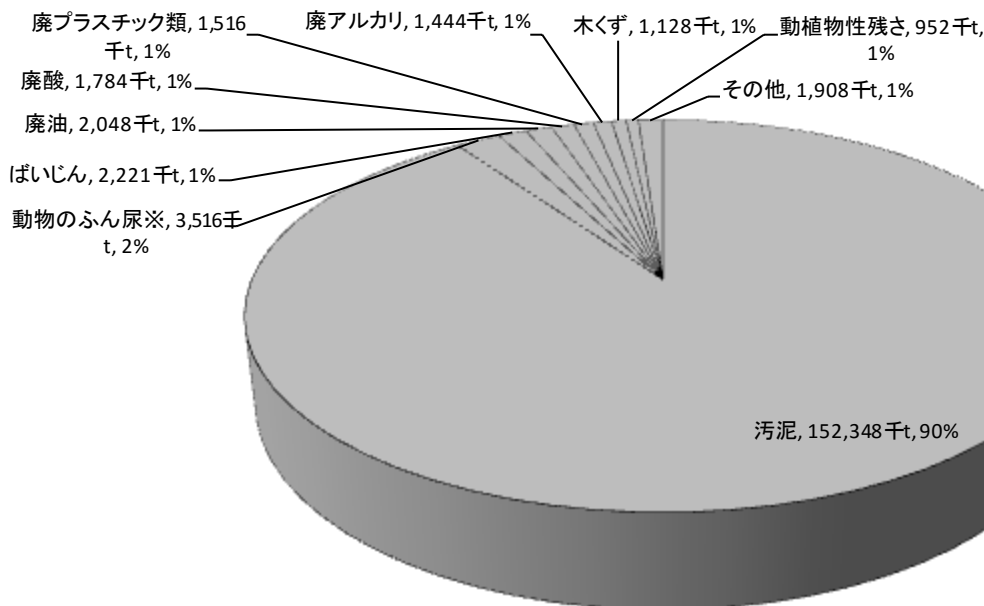


図-III・9 産業廃棄物の減量化量の比率

3-3 最終処分量

産業廃棄物の最終処分量は図-Ⅲ・4に示すように、総排出量約387,270千トンのうち約13,714千トン（全体の4%）であった。

種類別にみると図-Ⅲ・10に示すように、最終処分率の高い廃棄物は、ゴムくずの29%（約9千トン）、次いで燃え殻の24%（約449千トン）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの23%（約1,271千トン）、であった。一方、最終処分率の低い廃棄物は、動物のふん尿の0%（約45千トン）、動植物性残さの2%（約36千トン）、廃アルカリの2%（約40千トン）であった。

また、量的にみると図-Ⅲ・11に示すように汚泥の約4,918千トン（全体の36%）、ばいじんの約1,864千トン（同14%）、がれき類の約1,855千トン（同13%）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの約1,271千トン（同9%）、廃プラスチック類の約1,245千トン（同9%）が多く、合わせて最終処分量全体のおよそ8割を占めた。

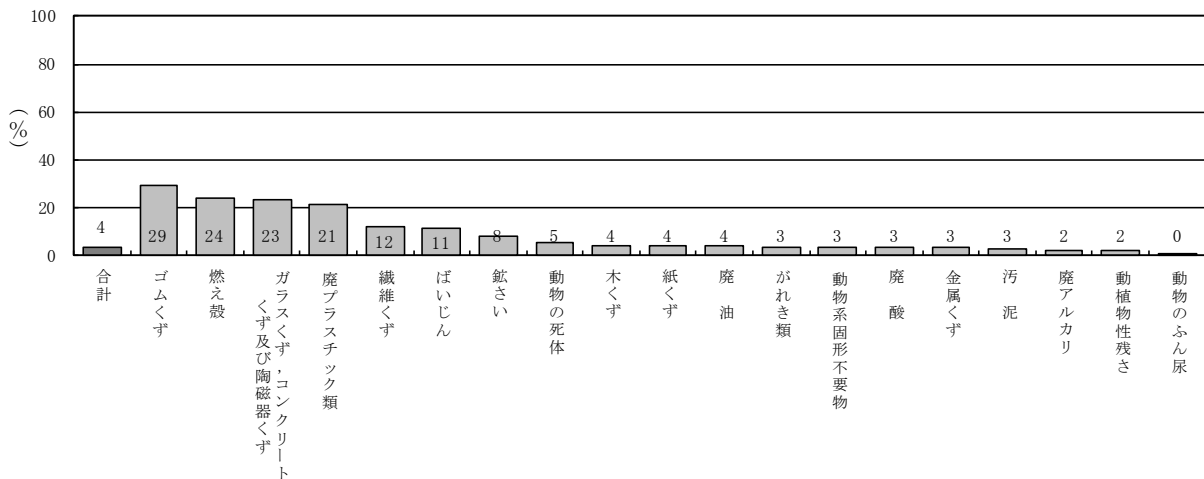


図-Ⅲ・10 産業廃棄物の種類別最終処分率

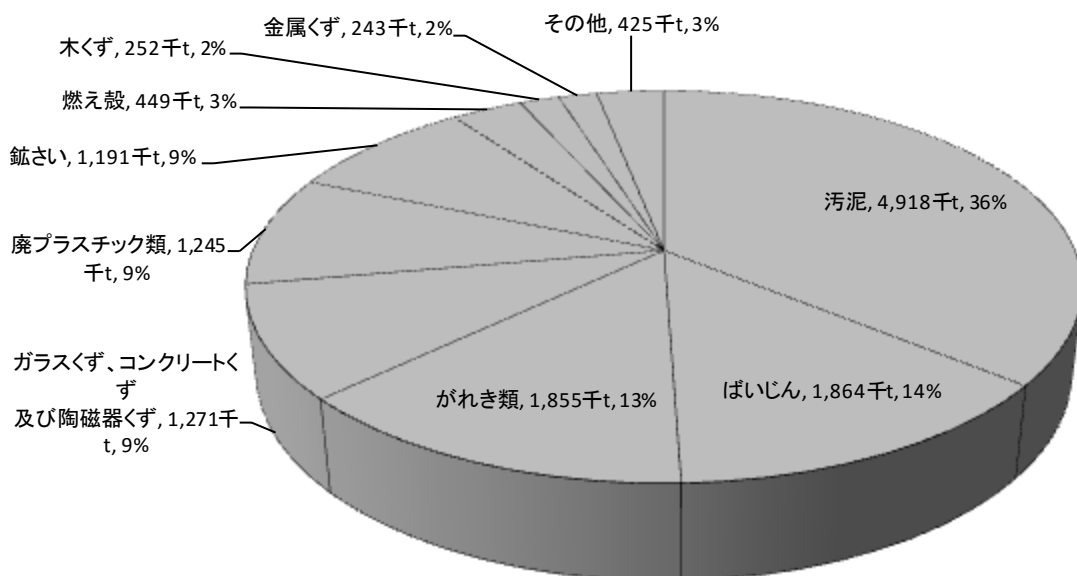


図-Ⅲ・11 産業廃棄物の最終処分量の比率

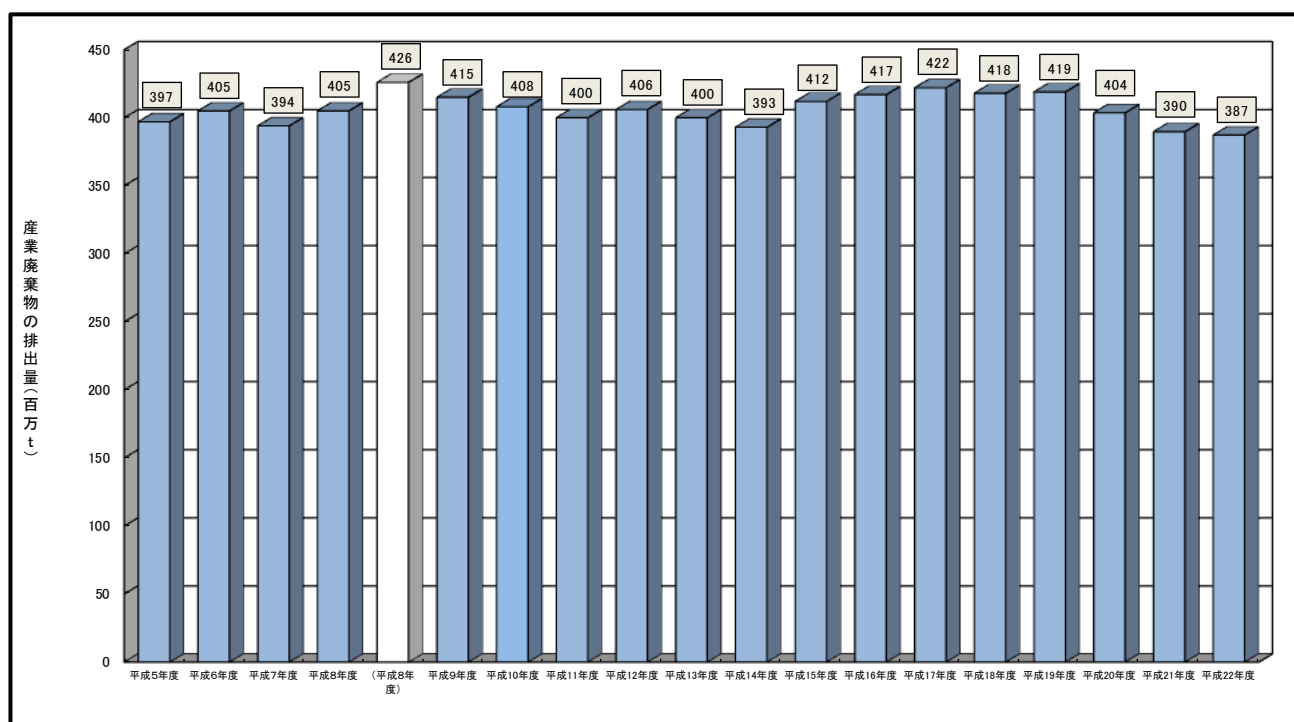
IV.まとめ

推計された排出量及び処理・処分状況について、前回調査結果（平成 21 年度調査）との比較を行った。

なお、平成 9 年度以降は、平成 11 年 9 月 28 日政府決定されたダイオキシン対策基本方針（ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づき、政府が平成 22 年度を目標年度として設定した「廃棄物の減量化の目標量」における平成 8 年度排出量と同様の算出条件を用いて算出している。

1. 全国排出量

全国の産業廃棄物の総排出量の推移を図-IV・1 に示す。平成 22 年度における全国の産業廃棄物の総排出量は約 3 億 8 千 7 百万トンであり、前回の調査結果から約 3 百万トン減少した（平成 22 年度値：38,727 万トン、平成 21 年度値：38,975 万トン、前年比 248 万トン減）。



※1 ダイオキシン対策基本方針（ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づき、政府が平成 22 年度を目標年度として設定した「廃棄物の減量化の目標量」（平成 11 年 9 月 28 日政府決定）における平成 8 年度の排出量を示す。

※2 平成 9 年度以降の排出量は、※1 と同様の算出条件を用いて算出したもの。

図-IV・1 産業廃棄物排出量の推移

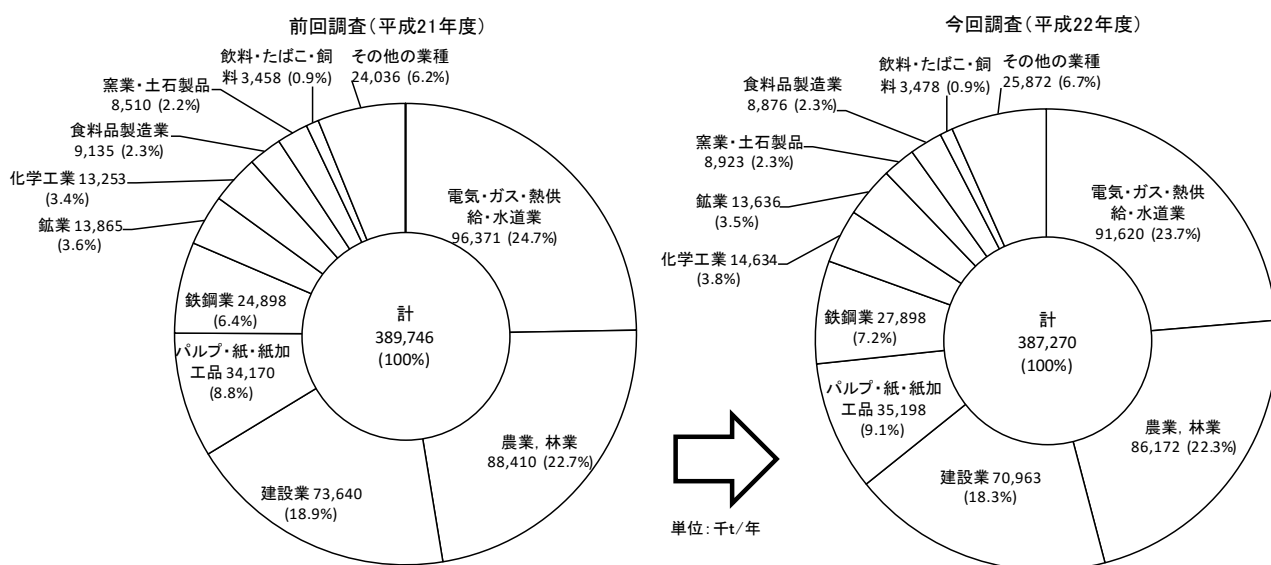
1-1 業種別排出量

業種別排出量の推移を図-IV・2に示す。

排出量が多い業種上位 10 業種について平成 21 年度（前回調査結果）と比較すると、おおむね前回の調査結果と同様の傾向を示しているが、化学工業と鉱業、窯業・土石製品と食料品製造業の間で順位の逆転が起きている。

個別の業種別排出量について増減をみると、鉄鋼業は約 3,000 千トン、化学工業は約 1,381 千トン、パルプ・紙・紙加工品が 1,029 千トン増加した。

一方、電気・ガス・熱供給・水道業は約 4,751 千トン、建設業は約 2,677 千トン、農業、林業は約 2,238 千トン減少した。



※1 各業種の産業廃棄物排出量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる。

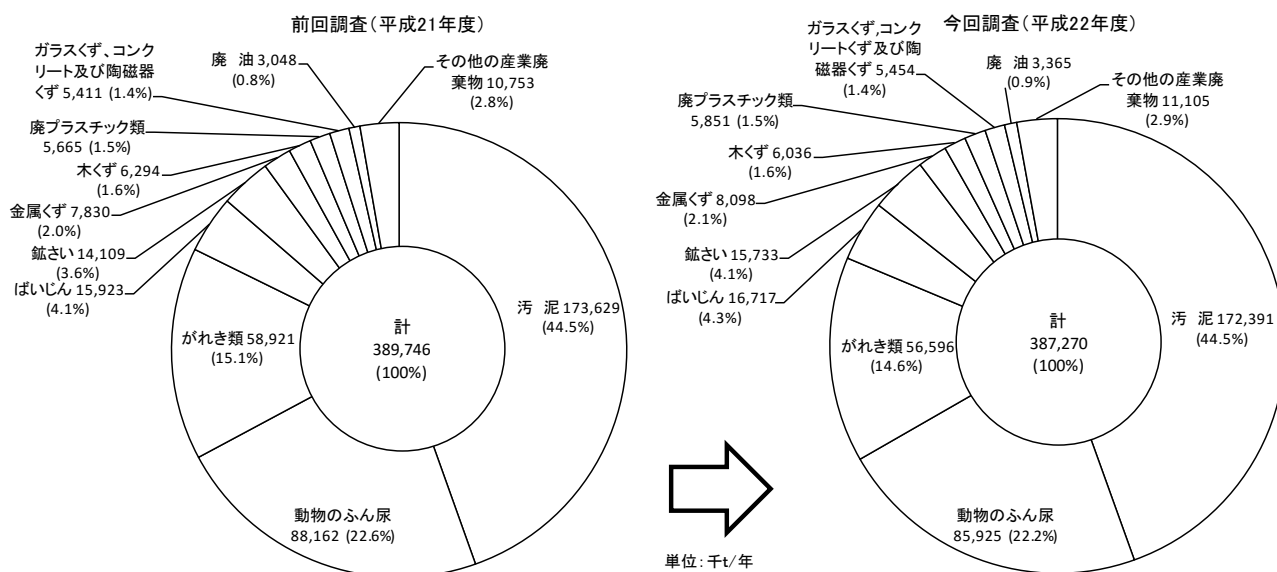
図-IV・2 産業廃棄物の業種別排出量の推移

1-2 種類別排出量

種類別排出利用の推移を図-IV・3に示す。

排出量が多い種類上位10種について、平成21年度（前回調査結果）と比較すると、おおむね前回の調査結果と同様の傾向を示している。

個別の種類別排出量について増減をみると、鉱さいで約1,623千トン、ばいじんで約794千トン増加した。一方、がれき類は約2,325千トン、動物のふん尿は約2,238千トン減少した。



※1 各種類の産業廃棄物排出量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる。

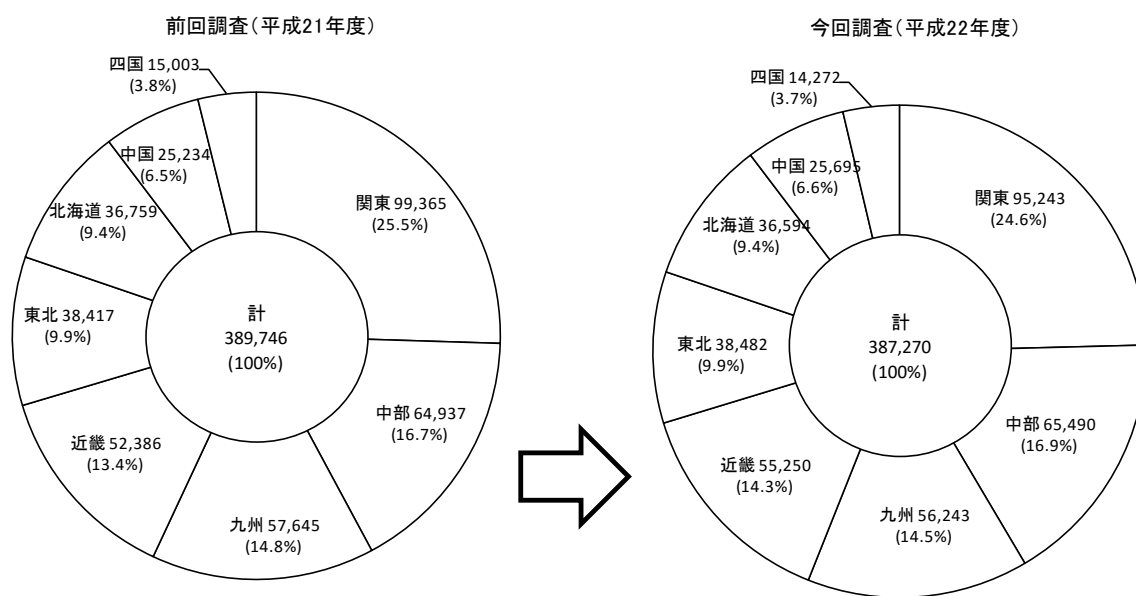
図-IV・3 産業廃棄物の種類別排出量の推移

1-3 地域別排出量

地域別排出量の推移を図-IV・4に示す。

平成21年度（前回調査結果）と比較してみると、地域別の排出量の順位に変動は見られない。

個別の地域別排出量について主な増減量を見ると、近畿で約2,864千トン増加している。そのほかの地域は、関東で約4,122千トン、九州は約1,401千トン減少した。



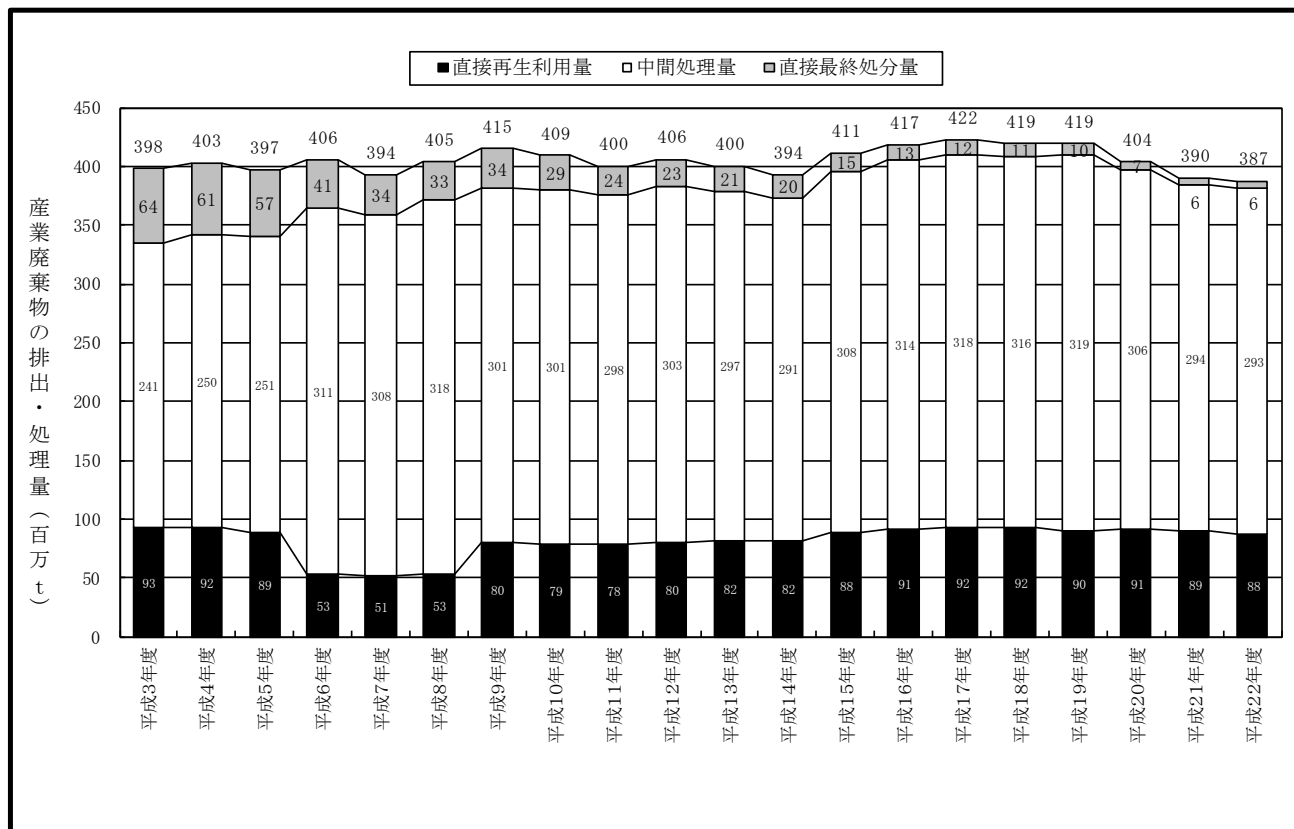
※1 各地域の産業廃棄物排出量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値と異なる。

図-IV・4 産業廃棄物の地域別排出量の推移

2. 処理状況

2-1 総排出量、直接再生利用量、中間処理量、直接最終処分量の推移

排出処理状況の推移を図・IV・5に示す。



図・IV・5 総排出量、直接再生利用量、中間処理量、直接最終処分量の推移

2-2 総排出量、総再生利用量、総減量化量、総最終処分量の推移

排出処理状況の推移を図-IV・6に示す。

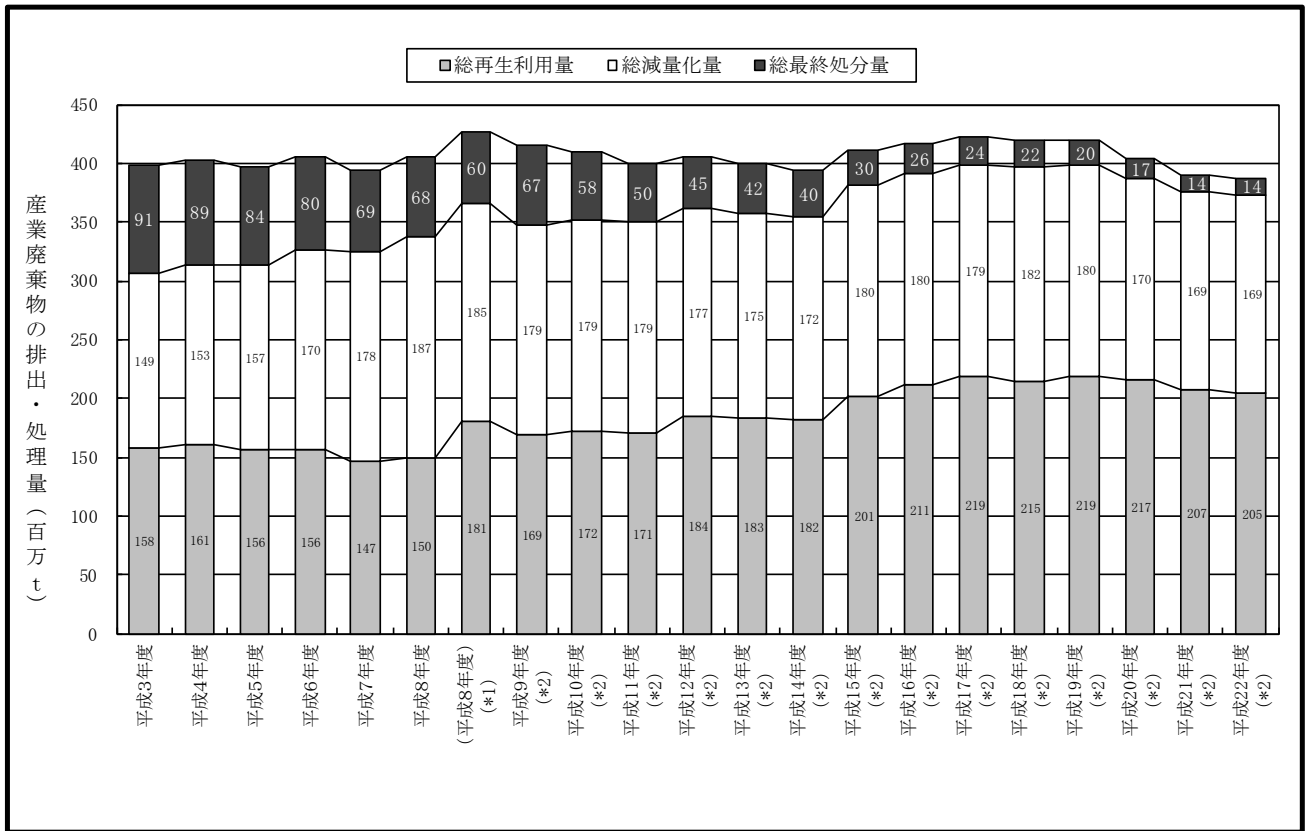


図-IV・6 総排出量、総再生利用量、総減量化量、総最終処分量の推移

資料編

I. 産業廃棄物排出・処理状況調査アンケート調査票及び記入要領

産業廃棄物排出・処理状況調査(平成21年度実績(確定値)・平成22年度実績(速報値)) 調査票記入要領

1. 調査の概要

本調査は、平成21年度実績(確定値)及び平成22年度実績(速報値)の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)及び特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の排出及び処理状況を、都道府県別・業種別・廃棄物種類別に調査するものである。

なお、調査結果は、環境省及び都道府県・政令市が産業廃棄物処理行政を推進するための基礎資料として活用するものとする。

2. 調査対象

調査は域内の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)及び特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の排出・処理状況について、平成21年度実績調査又は平成22年度実績調査(一部の品目に限定した簡易な調査等も含む)を実施した都道府県を対象とする。

3. 調査票の構成

平成21年度実績(確定値)調査、平成22年度実績(速報値)調査ともに、調査票は3種類8枚で構成され、各調査票の内容は次の通りである。

なお、日本標準産業分類の改訂年度別、調査年度別に、A～Dとして調査票をまとめて送付するので活用されたい。

(1) 調査状況票(A4用紙 4枚:調査票 I-1～I-4)

各都道府県で実施した既往の産業廃棄物調査の内容を調査するものである。
調査項目は、調査時期、調査方法、対象事業所数等である。

(2) 産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票(A4用紙 2枚:調査票 II-1、II-2)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)及び特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の業種別・種類別の排出量を調査するものである。

業種分類は、日本標準産業分類(平成19年11月改訂)の中分類(一部小分類)以上を対象としている。

(別表-1参照)

(3) 産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票(A4用紙 2枚:調査票 III-1、III-2)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)及び特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の種類別の排出処理状況を調査するものである。

排出処理状況は産業廃棄物排出・処理フローに基づくものである。

(別表-2、フロー図参照)

4. 記入要領

(1) 調査状況(調査票 I-1)

調査時期、調査方法、対象業種数等を記入する。

また、貴都道府県で実施された「調査報告書」を別途送付すること。

1) 連絡先及び担当者

調査結果等の問い合わせ先について、担当部課、電話番号・FAX、担当者及び記入者名を記入する。

2) 調査実施概況

平成21年度の調査時期及び調査機関名を記入する。

また、各都道府県で自ら行った場合は担当部課名を記入する。

(2) 調査方法 (調査票 I - 2、3)

○ (2) 及び (4) について、排出状況及び処理状況の調査方法を、別表-3の調査方法コードの中から該当する調査方法を選びコード番号で記入する。未調査の場合は、「-」を記入する。(複数選択可)

「その他」の場合は、コード番号「15」を記入し、続けて具体的な方法または名称を記入する。

調査方法にコメントが必要な場合は、備考欄に記入する。

○ (3) 及び (5) について、排出量及び処理量の算出方法を記入する。記入スペースが足りない場合は、シートを追加し記入する。なお、算出方法が記載されている資料を添付することも可とする。その場合は、当該算出方法をどの産業分類またはフロー図の項目について用いたかを明記する。

(3) 調査実施状況一覧 (調査票 I - 4)

下記の項目について可能な範囲で業種毎に該当欄に記入する。

- (1) 調査対象事業所数 : 調査対象業種における総事業所数
- (2) 抽出事業所数 : 調査対象事業所数から実際の調査対象(調査票を送付する等の対象)として抽出した事業所数
- (3) 回収事業所数 : 調査回答を回収した事業所数
- (4) 有効回答数 : 調査回答のうち集計に有効であった事業所数
- (5) 集計活動量指標 : 集計対象とした事業所における活動量の合計値
- (6) 母集団活動量指標 : 調査対象事業所における活動量の合計値
- (7) 集計廃棄物量 : 集計対象とした事業所における産業廃棄物量の合計値
- (8) 推計廃棄物量 : 推計によって算出した産業廃棄物量の合計値
- (9) 使用した活動量指標の名称(資料調査の場合は資料名)
- (10) 活動量指標の単位

なお、廃棄物量の単位はトン/年とし、1トン未満は四捨五入する。

(4) 産業廃棄物業種別・種類別排出量調査票 (調査票 II - 1、2)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)及び特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体の内数)の業種別・種類別の排出量を、該当欄に記入する。回答欄のうち、網掛け箇所は記入しない。

特別管理産業廃棄物については、貴都道府県で実施された調査において調査対象とされた種類のみで可とする。

また、調査対象業種が中小分類の項目は中小分類で回答をお願いするが、取りまとめ上、大分類のみの場合は、大分類の欄に記入すること。

なお、単位はトン/年とし、1トン未満は四捨五入する。

排出量が0(ゼロ)の場合は『0』と明記し、未調査による不明箇所は空欄にする。

(5) 産業廃棄物種類別排出・処理状況調査票 (調査票 III - 1、2)

産業廃棄物実態調査等の集計による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）及び特別管理産業廃棄物（産業廃棄物全体の内数）の種類別処理処分量を該当欄に記入する。

フロー図を参照して（４）と同要領で記入する。

産業廃棄物は発生から最終処分まで種類が変わらないものとして記入する。

また、処理区分はフロー図のとおりで回答をお願いするが、取りまとめ上、処理区分が自己処理、委託処理の区別がない合計量を計上している場合は、調査票右端にある所定の欄に記入すること。

また、フロー図の処理状況が適用できない場合は、貴都道府県における独自の処理状況を添付する。

（６）廃石綿等、石綿含有産業廃棄物について（調査票Ⅱ、Ⅲ）

廃石綿等や石綿含有産業廃棄物については、今後、耐用年数を経過した建物解体等によってその排出量が増加することが予測されていること、また、中皮腫をはじめとしたアスベストによる健康被害への社会的な関心がますます高まっていることなどから、引き続き、廃石綿等や石綿含有産業廃棄物の適正な処理を確保していかなければならない。そうした現状を踏まえ、本年度の調査では、今後の適正処理推進のための基礎資料とすることを目的に、試行的に廃石綿等や石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）の処理状況調査を実施することとした。

別表－1 調査対象業種の区分（平成19年度改訂の日本標準産業分類による）

大分類	中分類	小分類	細分類	
(A) 農業, 林業	(A01) 農業	(A011) 耕種農業		
		(A012) 畜産農業		
(B) 漁業	(A02) 林業			
	(B03) 漁業			
(C) 鉱業, 採石業, 砂利採取業【鉱業】	(B04) 水産養殖業			
(D) 建設業	(C) 鉱業, 採石業, 砂利採取業			
(E) 製造業	(D) 建設業			
	(E09) 食品製造業			
	(E10) 飲料・たばこ・飼料製造業			
	(E11) 繊維工業			
	(E12) 木材・木製品製造業			
	(E13) 家具・装備品製造業			
	(E14) パルプ・紙・紙加工品製造業			
	(E15) 印刷・同関連業			
	(E16) 化学工業			
	(E17) 石油製品・石炭製品製造業			
	(E18) プラスチック製品製造業			
	(E19) ゴム製品製造業			
	(E20) なめし革・同製品・毛皮製造業			
	(E21) 窯業・土石製品製造業			
	(E22) 鉄鋼業			
	(E23) 非鉄金属製造業			
	(E24) 金属製品製造業			
	(E25) はん用機械器具製造業			
	(E26) 生産用機械器具製造業			
	(E27) 業務用機械器具製造業			
	(E28) 電子部品・デバイス・電子回路製造業			
(E29) 電気機械器具製造業				
(E30) 情報通信機械器具製造業				
(E31) 輸送用機械器具製造業				
(E32) その他の製造業				
(F) 電気・ガス・熱供給・水道業【電気・水道業】	(F33) 電気業			
	(F34) ガス業			
	(F35) 熱供給業			
	(F36) 水道業	(F361) 上水道業	(F363) 下水道業	
(G) 情報通信業	(C37) 通信業			
	(C38) 放送業			
	(C39) 情報サービス業			
	(C40) インターネット付随サービス業			
	(C41) 映像・音声・文字情報制作業			
(H) 運輸業, 郵便業【運輸業】	(H12) 鉄道業			
	(H13) 道路旅客運送業			
	(H14) 道路貨物運送業			
(I) 卸売業, 小売業【卸・小売業】	(I50) 各種商品卸売業			
	(I53) 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	(I531) 建築材料卸売業	(I5311) 木材・竹材卸売業	
	(I56) 各種商品小売業			
	(I59) 機械器具小売業	(I591) 自動車小売業	(I593) 機械器具小売業	
	(I60) その他の小売業	(I601) 家具・建具・畳小売業		
		(I602) じゅう器小売業		
		(I605) 燃料小売業		
(R) 不動産業, 物品賃貸業【不動産業】	(I70) 物品賃貸業			
(L) 学術研究, 専門・技術サービス業【学術研究】	(L71) 学術・開発研究機関			
	(L74) 技術サービス業	(L746) 写真業		
(M) 宿泊業, 飲食サービス業【宿泊・飲食】	(M6) 飲食店			

(N)生活関連サービス業、娯楽業【生活関連】	(N8)洗濯・理容・美容・浴場業	(N81)洗濯業
(O)教育, 学習支援業	(O)教育, 学習支援業	
(P)医療, 福祉【医療・福祉】	(P8)医療業	
(Q)複合サービス事業	(Q)複合サービス事業	
(R)サービス業（他に分類されないもの）【サービス業】	(R9)自動車整備業	(R91)自動車整備業
	(R5)その他のサービス業	(R52)と畜業
(S)公務（他に分類されるものを除く）【公務】	(S)公務	

注)表中の()は、日本標準産業分類の分類番号を、【 】は、略称を示す。

別表－２ 用語の定義

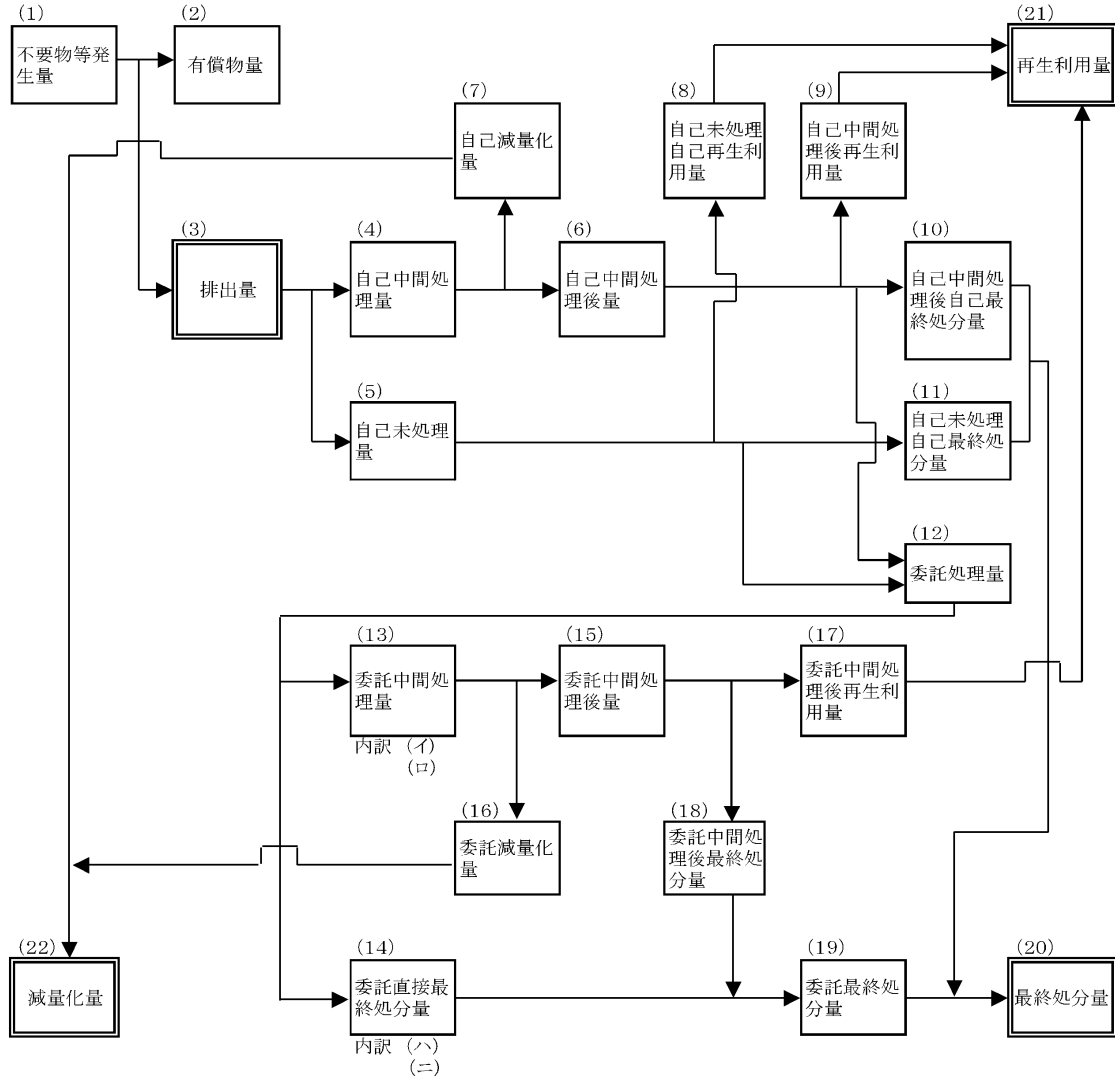
項目	流れ図 №	定義	
不要物等発生量	(1)	事業場内等で生じた産業廃棄物量 ^(*1) 及び有償物量。	
有償物量	(2)	(1)の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量。	
排出量	(3)	(1)の発生量のうち、(2)の有償物量を除いた量。	
自己 処理	自己中間処理量	(4)	(3)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量。
	自己未処理量	(5)	(3)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量。
	自己中間処理後量	(6)	(4)で中間処理された後の廃棄物量。
	自己減量化量	(7)	(4)の自己中間処理量から(6)の自己中間処理後量を差し引いた量。
	自己未処理自己再生利用量	(8)	(5)の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用 ^(*2) した量。
	自己中間処理後再生利用量	(9)	(6)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量。
	自己中間処理後自己最終処分量	(10)	(6)の自己中間処理後量のうち、自己の埋立地に処分した量。
委託 処理	自己未処理自己最終処分量	(11)	(5)の自己未処理量のうち、自己の埋立地に処分した量。
	委託処理量	(12)	(6)の自己中間処理後量及び(5)の自己未処理量のうち中間処理及び最終処分を委託した量。
	委託中間処理量	(13)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量。
	委託直接最終処分量	(14)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量。
	委託中間処理後量	(15)	(13)で中間処理された後の廃棄物量。
	委託減量化量	(16)	(13)の委託中間処理量から(15)の委託中間処理後量を差し引いた量。
	委託中間処理後再生利用量	(17)	(15)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量。
	委託中間処理後最終処分量	(18)	(15)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量。
委託最終処分量	(19)	処理業者等で最終処分された量。	
最終処分量	(20)	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計。	
再生利用量	(21)	排出事業者、処理業者等で再生利用された量。	
減量化量	(22)	排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量。	

(*1) 建設業以外からのがれき類の排出は事業者が自ら解体した場合に限られ、建設工事等における排出事業者には、原則として元請け業者が該当する。

(*2) 「自ら利用」：排出者が自己の生産工程へ投入して原材料として使用する場合は「自ら利用」に該当する。なお、抜根の森林への自然還元についても「自ら利用」に該当する。

排出量及び処理状況のフロー図

(県内で排出され、県内及び県外で処理処分した合計量)



注) (イ); (5)のうち委託中間処理された量
 (ロ); (6)のうち "
 (ハ); (5)のうち委託最終処分された量
 (ニ); (6)のうち "

別表－3 調査方法コード

調査方法			コード	
排出事業者に対する調査	全数調査		1	
	標本調査	全県一律	単純無作為抽出	2
			層別無作為抽出	3
		地域分割	単純無作為抽出	4
			層別無作為抽出	5
	資料調査		6	
処理業者に対する調査	全数調査		7	
	標本調査		8	
	資料調査		9	
行政報告利用法	多量排出事業者に関する報告		10	
	処理業者の実績に関する報告		11	
	その他法的な報告		12	
過去調査結果利用法	過去調査時の原単位を使用する方法		13	
	原単位以外で前回結果を使用する方法		14	
その他			15	

「全数調査」：統計で、対象となる集団全部をもれなく調査すること。

「標本調査」：母集団から標本を抜き出して、それについて調査し、数学的（確率論的）に母集団の性質を推測すること。

「資料調査」：既に公表されている統計資料等にもとづいて調査すること。

調査票 I - 1

都道府県名	
-------	--

平成22年度実績産業廃棄物排出・処理状況調査票(速報値)

(H19改訂産業分類対応版)

(1) 調査状況

1) 連絡先及び担当者

担当部課名	部(局)	課(室)	係
電話番号(代表/直通)	内 線	FAX	
担当者名	記入者名		

2) 調査実施概況

調査時期	調査機関名

調査票 I-2

都道府県名	実績年度
-------	------

(2) 産業廃棄物排出状況の調査方法(業種毎)

大分類	番号	産業分類	コード	調査方法の種類 排出状況調査	備考	
(A) 農業, 林業	1	農業	耕種農業	A011		
	2		畜産農業	A012		
	3	林業		A02		
	4	上記以外の農業, 林業				
(B) 漁業	5	漁業		B03		
	6	水産養殖業		B04		
(C) 鉱業	7	鉱業, 採石業, 砂利採取業		C		
(D) 建設業	8	建設業		D		
(E) 製造業	9	食品製造業		E09		
	10	飲料・たばこ・飼料製造業		E10		
	11	繊維工業		E11		
	12	木材・木製品製造業		E12		
	13	家具・装備品製造業		E13		
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業		E14		
	15	印刷・同関連業		E15		
	16	化学工業		E16		
	17	石油製品・石炭製品製造業		E17		
	18	プラスチック製品製造業		E18		
	19	ゴム製品製造業		E19		
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業		E20		
	21	窯業・土石製品製造業		E21		
	22	鉄鋼業		E22		
	23	非鉄金属製造業		E23		
	24	金属製品製造業		E24		
	25	はん用機械器具製造業		E25		
	26	生産用機械器具製造業		E26		
	27	業務用機械器具製造業		E27		
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業		E28		
	29	電気機械器具製造業		E29		
	30	情報通信機械器具製造業		E30		
	31	輸送用機械器具製造業		E31		
	32	その他の製造業		E32		
	(F) 電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業		F33	
		34	ガス業		F34	
		35	熱供給業		F35	
		36	水道業	上水道業	F361	
		37		下水道業	F363	
	(G) 情報通信業	38	通信業		G37	
		39	放送業		G38	
		40	情報サービス業		G39	
41		インターネット付随サービス業		G40		
42		映像・音声・文字情報制作業		G41		
(H) 運輸業, 郵便業	43	鉄道業		H42		
	44	道路旅客運送業		H43		
	45	道路貨物運送業		H44		
	46	上記以外の運輸業, 郵便業				
(I) 卸売業, 小売業	47	各種商品卸売業		I50		
	48	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸売業	木材・竹材卸売業	I5311	
	49	各種商品小売業				
	50	機械器具小売業	自動車小売業	I591		
	51		機械器具小売業	I593		
	52	その他の小売業	家具・建具・畳小売業	I601		
	53		じゅう器小売業	I602		
	54		燃料小売業	I605		
55	上記以外の卸売業, 小売業					
(K) 不動産業, 物品賃貸業	56	物品賃貸業		K70		
(L) 学術研究, 専門・技術サービス業	57	学術・開発研究機関		L71		
	58	技術サービス業	写真業	L746		
(M) 宿泊業, 飲食サービス業	59	飲食店		M76		
	60	上記以外の宿泊業, 飲食サービス業				
(N) 生活関連サービス業, 娯楽業	61	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業	N781		
(O) 教育, 学習支援業	62	教育, 学習支援業		O		
(P) 医療, 福祉	63	医療業		P83		
	64	上記以外の医療, 福祉				
(Q) 複合サービス事業	65	複合サービス事業		Q		
(R) サービス業	66	自動車整備業	自動車整備業	R891		
	67	その他のサービス業	と畜場	R952		
	68	上記以外のサービス業				
(S) 公務	69	公務		S		

(3) 業種毎の推計量について、その算出方法をお尋ねします。推計排出量の算出方法をご記入下さい。(記入スペースが足りない場合は、シートを追加ご記入下さい。)

*都道府県内の排出事業者に対して、業種別にどのような方法で排出量を調査したかを別表の記号で記入してください。

調査票 1-3

都道府県名 実施年度

(4) 産業廃棄物処理状況の調査方法(処理区分別)

△ロー図の項目	不要物等発生量	排出量	自己中間処理量	自己未処理量	自己処理量	自己再生利用量	自己中間処理後量	自己再生利用後量	自己中間処理後量	自己未処理最終分量	委託処理量	委託中間処理量		委託直接最終分量		委託中間処理後量	委託減量化量	委託再生中間処理後量	委託中間処理後量	委託最終処理後量	委託最終処理分量	合計量で把握している場合はここに記入する。			
												委託中間処理量	委託最終処理分量	委託中間処理量	委託最終処理分量							直接再生利用量	直接最終処理分量	中間処理量	中間処理後量
(1)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13-イ)	(13-ロ)	(14-イ)	(14-ロ)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(8)	(11)+(14-イ)	(4)+(13-イ)	(9)+(17)	(10)+(14-イ)+(18)	
調査方法の種類																									
備考																									

○個別に調査方法が相違する場合は、下表に廃棄物の種類を記入し、ご回答ください。

△ロー図の項目	不要物等発生量	排出量	自己中間処理量	自己未処理量	自己減量化量	自己再生利用量	自己中間処理後量	自己再生利用後量	自己中間処理後量	自己未処理最終分量	委託処理量	委託中間処理量		委託直接最終分量		委託中間処理後量	委託減量化量	委託再生中間処理後量	委託中間処理後量	委託最終処理後量	委託最終処理分量	合計量で把握している場合はここに記入する。			
												委託中間処理量	委託最終処理分量	委託中間処理量	委託最終処理分量							直接再生利用量	直接最終処理分量	中間処理量	中間処理後量
(1)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13-イ)	(13-ロ)	(14-イ)	(14-ロ)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(8)	(11)+(14-イ)	(4)+(13-イ)	(9)+(17)	(10)+(14-イ)+(18)	
廃棄物の種類																									
備考																									

※種類の回答欄が不足した場合は、行を追加してください。

(5) 各処理項目毎の推計量について、その算出方法をお尋ねします。推計処理量の算出方法を記入ください。(記入スペースが足りない場合は、シートを追加しご記入ください。)

調査票1-4

都道府県4

実施年度

大分類	番号	産業分類	コード	調査対象 事業所数	抽出事業 所数	抽出率	回収事業 所数	回収率	有効回答 数	有効回答 回収率	集計活動 量指標	母集団活 動量指標	指標力 八一率	集計調査 物理量	集計調査 物理量 の相対率	都庁との活動 量指標の 相対率	活動量指 標単位		
				(1)	(2)	(2)/(1)	(3)	(3)/(2)	(4)	(4)/(3)	(5)	(6)	(6)/(5)	(7)	(7)/(8)	(9)	(10)		
(A)農業、林業	1	農業	A011																
	2	林業	A012																
	3	上記以外の農業・林業	A02																
	(B)漁業	4	漁業	B03															
		5	上記以外の漁業	B04															
		6	水産物製造業	C															
		7	水産物卸売業	D															
		8	水産物小売業	E0															
		9	水産物製造業・卸売業	E1															
		10	水産物製造業・小売業	E2															
		11	水産物卸売業・小売業	E3															
		12	水産物製造業・卸売業・小売業	E4															
		13	水産物製造業・卸売業・小売業	E5															
		14	水産物製造業・卸売業・小売業	E6															
		15	水産物製造業・卸売業・小売業	E7															
		16	水産物製造業・卸売業・小売業	E8															
		17	水産物製造業・卸売業・小売業	E9															
	18	水産物製造業・卸売業・小売業	E10																
	19	水産物製造業・卸売業・小売業	E21																
	20	水産物製造業・卸売業・小売業	E22																
	21	水産物製造業・卸売業・小売業	E23																
	22	水産物製造業・卸売業・小売業	E24																
	23	水産物製造業・卸売業・小売業	E25																
	24	水産物製造業・卸売業・小売業	E26																
	25	水産物製造業・卸売業・小売業	E27																
	26	水産物製造業・卸売業・小売業	E28																
	27	水産物製造業・卸売業・小売業	E29																
	28	水産物製造業・卸売業・小売業	E30																
	29	水産物製造業・卸売業・小売業	E31																
	30	水産物製造業・卸売業・小売業	E32																
	31	水産物製造業・卸売業・小売業	F03																
	32	水産物製造業・卸売業・小売業	F04																
	33	水産物製造業・卸売業・小売業	F05																
(C)製造業	34	製造業	F06																
	35	上記以外の製造業	F07																
	36	製造業	F08																
	37	製造業	F09																
	38	製造業	F10																
	39	製造業	F11																
	40	製造業	F12																
	41	製造業	F13																
	42	製造業	F14																
	43	製造業	F15																
(D)卸売業、郵便業	44	卸売業	G01																
	45	卸売業	G02																
	46	卸売業	G03																
	47	卸売業	G04																
	48	卸売業	G05																
	49	卸売業	G06																
	50	卸売業	G07																
	51	卸売業	G08																
	52	卸売業	G09																
	53	卸売業	G10																
(E)情報通信業	54	情報通信業	H01																
	55	情報通信業	H02																
	56	情報通信業	H03																
	57	情報通信業	H04																
	58	情報通信業	H05																
	59	情報通信業	H06																
	60	情報通信業	H07																
	61	情報通信業	H08																
	62	情報通信業	H09																
	63	情報通信業	H10																
(F)建設業	64	建設業	I01																
	65	建設業	I02																
	66	建設業	I03																
	67	建設業	I04																
	68	建設業	I05																
	69	建設業	I06																
	70	建設業	I07																
	71	建設業	I08																
	72	建設業	I09																
	73	建設業	I10																

<記入要領>
 1. 調査票の記入は、事業所調査票から都道府県全体への抽出の拡大集計にあたって用いた活動量について記入してください。
 2. 活動量とは、年間製造品出荷(製造業)、年間売上の総額(卸売業)、年間売上の総額(小売業)の3つを、事業所に占める事業活動の割合の指標となる数字をいいます。その中から、統計情報が整備されている指標のうち、使いやすいものを定めてください。
 3. 「集計活動量指標」：拡大集計の事業所調査票一タテにおける、活動の合計値を記入してください。
 4. 「母集団活動量」：都道府県における当該業種の活動量を記入してください。
 5. 「使用した活動量指標名」：どのような活動量を指標に用いたか、その名称を記入してください。
 6. 「活動量指標単位」：使用した活動量の単位を記入してください。(百万円、人等)

調査票 II-1

産業廃棄物(個別型)処理産業廃棄物を主とし、業種別・種類別の種類別排出量

都道府県名 業種年度

大分類	中分類	細分類	燃やせる	燃やさない	紙くず	木くず	繊維くず	樹脂くず	金属くず	ガラスくず	その他	合計
農林業	1. 林業	A										
林業	1. 林業	A01										
林業	2. 林業	A02										
林業	3. 林業	A03										
林業	4. 林業	A04										
林業	5. 林業	B										
林業	6. 林業	B01										
林業	7. 林業	B02										
林業	8. 林業	B03										
林業	9. 林業	B04										
林業	10. 林業	B05										
林業	11. 林業	B06										
林業	12. 林業	B07										
林業	13. 林業	B08										
林業	14. 林業	B09										
林業	15. 林業	B10										
林業	16. 林業	B11										
林業	17. 林業	B12										
林業	18. 林業	B13										
林業	19. 林業	B14										
林業	20. 林業	B15										
林業	21. 林業	B16										
林業	22. 林業	B17										
林業	23. 林業	B18										
林業	24. 林業	B19										
林業	25. 林業	B20										
林業	26. 林業	B21										
林業	27. 林業	B22										
林業	28. 林業	B23										
林業	29. 林業	B24										
林業	30. 林業	B25										
林業	31. 林業	B26										
林業	32. 林業	B27										
林業	33. 林業	B28										
林業	34. 林業	B29										
林業	35. 林業	B30										
林業	36. 林業	B31										
林業	37. 林業	B32										
林業	38. 林業	B33										
林業	39. 林業	B34										
林業	40. 林業	B35										
林業	41. 林業	B36										
林業	42. 林業	B37										
林業	43. 林業	B38										
林業	44. 林業	B39										
林業	45. 林業	B40										
林業	46. 林業	B41										
林業	47. 林業	B42										
林業	48. 林業	B43										
林業	49. 林業	B44										
林業	50. 林業	B45										
林業	51. 林業	B46										
林業	52. 林業	B47										
林業	53. 林業	B48										
林業	54. 林業	B49										
林業	55. 林業	B50										
林業	56. 林業	B51										
林業	57. 林業	B52										
林業	58. 林業	B53										
林業	59. 林業	B54										
林業	60. 林業	B55										
林業	61. 林業	B56										
林業	62. 林業	B57										
林業	63. 林業	B58										
林業	64. 林業	B59										
林業	65. 林業	B60										
林業	66. 林業	B61										
林業	67. 林業	B62										
林業	68. 林業	B63										
林業	69. 林業	B64										
林業	70. 林業	B65										
林業	71. 林業	B66										
林業	72. 林業	B67										
林業	73. 林業	B68										
林業	74. 林業	B69										
林業	75. 林業	B70										
林業	76. 林業	B71										
林業	77. 林業	B72										
林業	78. 林業	B73										
林業	79. 林業	B74										
林業	80. 林業	B75										
林業	81. 林業	B76										
林業	82. 林業	B77										
林業	83. 林業	B78										
林業	84. 林業	B79										
林業	85. 林業	B80										
林業	86. 林業	B81										
林業	87. 林業	B82										
林業	88. 林業	B83										
林業	89. 林業	B84										
林業	90. 林業	B85										
林業	91. 林業	B86										
林業	92. 林業	B87										
林業	93. 林業	B88										
林業	94. 林業	B89										
林業	95. 林業	B90										
林業	96. 林業	B91										
林業	97. 林業	B92										
林業	98. 林業	B93										
林業	99. 林業	B94										
林業	100. 林業	B95										

*本表の単位は「t」であり、1tは1000kgに相当する。また、本表の数値は、調査票の提出に基づき算出されたものである。なお、本表の数値は、調査票の提出に基づき算出されたものである。なお、本表の数値は、調査票の提出に基づき算出されたものである。

調査票Ⅲ-1

産業廃棄物排出・処理状況調査票

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）種類別排出・処理状況調査

都道府県名

業種年度

(単位:トン/年)

フロー図の項目	不 動 物 死 体 生 量	排 出 量	自 己 中 間 処 理 量	自 己 末 末 処 理 量	自 己 中 間 処 理 後 量	自 己 廃 棄 化 量	自 己 再 生 利 用 量	自 己 再 末 利 用 量	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	委 託 中 間 処 理 量	委 託 中 間 処 理 後 量	委 託 中 間 処 理 後 量	委 託 中 間 処 理 後 量	委 託 中 間 処 理 後 量	委 託 中 間 処 理 後 量	合計量で把握している場合はこへ記入する。																		
																				委 託 中 間 処 理 後 量	委 託 中 間 処 理 後 量	委 託 中 間 処 理 後 量	委 託 中 間 処 理 後 量	委 託 中 間 処 理 後 量														
																				中 間 処 理 後 量	中 間 処 理 後 量	中 間 処 理 後 量	中 間 処 理 後 量	中 間 処 理 後 量														
燃え殻	(1)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)				(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(8)	(10)×(14)÷(13)	(9)×(17)														
汚泥																																						
廃油																																						
廃酸																																						
廃アルカリ																																						
廃プラスチック類																																						
うち石綿含有																																						
紙くず																																						
木くず																																						
織物くず																																						
動物性残渣																																						
動物系固形不燃物																																						
ゴムくず																																						
金属くず																																						
ガラスくず、セラミクス 及び陶磁器くず																																						
うち石綿含有																																						
鉱さい																																						
がれき類																																						
うち石綿含有																																						
動物のふん尿 ⁽⁶⁾																																						
動物の死体																																						
ばいじん																																						

(6)動物のふん尿における再生利用及び中間処理についての考え方は以下のとおり。
 ・再生利用(たい肥として利用、生ふんのまじり、たい肥化の過程における水分減少、浄化処理 等)
 ・中間処理: 畜舎内における水分蒸発、焼却施設における焼却処理 等

調査票 III-2 特別管理産業廃棄物(産業廃棄物全体のうち、種類別排出・処理状況調査) (単位:トン/年)

廃棄物名	不 燃 物 発 生 量	排 出 量	自 己 中 間 処 理 量	自 己 未 処 理 量	自 己 中 間 処 理 後 量	自 己 中 間 処 理 後 量	自 己 中 間 処 理 後 量	自 己 未 処 理 用 量	自 己 未 処 理 用 量	自 己 未 処 理 用 量	自 己 未 処 理 用 量	自 己 未 処 理 用 量	自 己 未 処 理 用 量	自 己 未 処 理 用 量	自 己 未 処 理 用 量	自 己 未 処 理 用 量	自 己 未 処 理 用 量	合計量で把握している場合はここに記入する。		
																		直 接 中 間 処 理 用 量	直 接 最 終 処 分 量	
特別管理産業廃棄物																			(8)	(11)+(14)+(17)
陸油																				
陸酸																				
陸アルコール																				
感染性産業廃棄物																				
酸、さい																				
廃石綿等																				
燃え殻																				
ばいじん																				
廃油(金属等を含むもの)																				
汚泥(金属等を含むもの)																				
焼灰(金属等を含むもの)																				
焼アルカリ(金属等を含むもの)																				

Ⅱ. 活動量指標全国合計値

Ⅲ. 動物のふん尿及び動物の死体計算資料

表・資・Ⅲ・1 都道府県別家畜飼育頭羽数

都道府県名	乳牛				肉牛								鶏			頭羽数計
	搾乳牛 (頭数)	乾・未産産 (頭数)	育成牛 (頭数)	2歳未満 (頭数)	2歳以上 (頭数)	乳用種 (頭数)	肥育豚 (頭数)	繁殖豚 (頭数)	成鶏 (羽数)	ヒナ (羽数)	ブロイラー (羽数)					
全国計	804,750	194,980	467,770	1,035,280	832,970	894,770	8,185,870	1,582,440	137,352,000	38,565,000	107,890,985	297,806,815				
北海道	407,000	109,300	311,600	104,000	102,150	329,600	530,500	78,650	5,370,000	1,355,000	4,475,108	13,172,908				
青森	7,940	1,520	4,010	13,910	13,270	31,700	347,500	48,440	4,650,000	1,515,000	6,147,735	12,781,023				
岩手	24,300	6,180	16,300	49,000	43,250	16,800	411,800	74,230	3,490,000	1,774,000	15,516,863	21,422,725				
宮城	13,900	3,040	6,600	40,880	35,510	13,700	180,500	42,690	4,121,000	1,034,000	1,763,257	7,255,077				
秋田	3,770	900	1,390	10,140	8,210	1,930	225,100	54,600	2,123,000	422,000	33,388	2,884,428				
山形	9,110	1,670	2,590	24,140	15,390	2,120	146,700	24,320	643,000	116,000	391,740	1,376,780				
福島	10,900	2,210	3,990	27,510	24,310	22,400	150,100	34,100	4,289,000	1,518,000	1,116,763	7,199,283				
茨城	18,900	4,810	5,870	19,810	11,040	23,800	556,900	68,840	11,329,000	1,791,000	1,241,631	15,069,601				
栃木	33,300	8,090	11,700	27,430	20,260	46,600	311,100	80,030	3,016,000	797,000	234,631	4,586,141				
群馬	24,500	5,330	9,350	18,720	12,200	33,800	540,500	70,000	4,976,000	2,142,000	1,116,763	8,949,163				
埼玉	7,920	1,570	2,950	5,220	3,400	11,300	109,100	16,670	2,691,000	2,080,000	30,291	4,959,421				
千葉	25,800	5,510	7,100	5,890	3,530	29,500	562,500	92,440	9,908,000	2,839,000	942,552	14,421,822				
東京都	1,190	250	440	460	290	150	3,240	450	96,000	12,000	0	114,470				
神奈川県	6,090	1,290	1,490	1,670	850	2,220	65,500	9,420	1,037,000	39,000	0	1,164,530				
新潟	6,390	1,030	1,800	3,310	1,970	8,200	160,500	31,890	4,856,000	1,970,000	485,374	7,526,464				
富山	1,730	250	590	1,470	930	1,850	30,200	7,940	1,098,000	128,000	11,854	1,282,814				
石川	2,560	440	1,320	1,250	800	780	29,000	7,090	1,068,000	290,000	8,945	1,410,185				
福井	850	160	350	1,160	510	1,810	3,860	830	602,000	12,000	72,504	696,034				
山梨	2,610	580	950	2,170	1,120	3,950	17,300	5,520	420,000	110,000	264,537	828,737				
長野	11,800	2,750	4,960	13,110	6,840	8,580	64,200	13,150	617,000	281,000	512,563	1,535,953				
岐阜	5,080	820	2,050	21,190	11,740	2,870	87,400	13,780	4,248,000	1,110,000	769,348	6,272,278				
静岡県	10,300	1,980	3,410	6,420	2,280	15,400	97,700	24,990	2,551,000	590,000	1,496,402	4,799,882				
愛知	21,100	4,100	5,920	8,050	4,110	41,000	312,100	52,640	7,237,000	2,381,000	1,019,084	11,086,104				
三重	4,850	900	750	15,400	7,580	4,120	93,300	18,990	5,645,000	848,000	785,460	7,424,350				
滋賀	2,480	470	1,050	8,260	4,090	4,650	8,330	2,470	574,000	66,000	94,658	766,458				
京都	3,210	630	1,140	3,820	2,040	1,010	12,800	1,310	1,391,000	97,000	529,682	2,043,642				
大阪	1,370	200	180	410	230	220	6,430	1,640	94,000	18,000	3,951	126,631				
兵庫県	11,600	2,190	4,630	25,550	20,500	9,640	21,400	2,230	4,468,000	950,000	3,340,219	8,855,959				
奈良	2,820	570	540	2,070	1,050	1,020	4,800	800	491,000	104,000	27,660	636,330				
和歌山	580	70	100	1,700	1,050	800	2,510	760	581,000	59,000	1,321,184	1,968,754				
鳥取	5,730	1,020	3,680	6,410	4,460	9,520	66,900	9,640	554,000	102,000	2,376,520	3,139,880				
島根	6,010	1,340	2,590	13,600	11,610	6,660	34,800	4,470	927,000	121,000	302,100	1,431,180				
岡山	10,900	2,340	4,820	7,830	7,010	20,700	28,000	13,800	6,176,000	1,810,000	1,767,285	9,848,685				
広島	6,320	1,180	2,470	7,930	5,620	12,700	51,300	6,200	6,484,000	2,204,000	584,060	9,365,780				
山口	2,360	320	1,000	8,680	5,870	3,020	15,500	7,160	1,608,000	801,000	858,971	3,311,881				
徳島	4,280	870	1,190	6,700	3,710	17,200	33,500	6,620	568,000	163,000	4,497,262	5,302,332				
香川	3,910	730	660	5,120	2,600	10,500	29,200	10,030	4,908,000	1,185,000	1,918,335	8,074,085				
愛媛	4,390	1,110	1,850	4,660	2,500	9,990	185,400	31,970	2,288,000	605,000	1,189,267	4,324,137				
高知	2,970	410	1,330	2,730	1,750	1,280	22,800	4,040	343,000	15,000	259,806	655,116				
福岡	9,390	2,230	4,960	11,860	5,580	7,780	66,900	13,680	3,057,000	610,000	1,671,620	5,461,000				
佐賀	2,440	530	1,100	39,590	20,890	1,690	81,500	12,050	578,000	185,000	2,986,762	3,909,552				
長崎	6,150	1,150	2,390	40,680	35,320	12,100	206,100	24,400	1,781,000	280,000	1,947,538	4,336,828				
熊本	25,700	5,950	12,000	56,800	45,430	43,500	245,400	42,330	1,900,000	405,000	3,294,904	6,077,014				
大分	9,060	2,320	3,780	22,190	25,360	15,000	131,900	19,500	1,243,000	203,000	2,245,610	3,920,720				
宮崎	8,760	1,330	3,740	120,600	92,400	26,700	651,100	115,030	2,692,000	613,000	185,167,716	22,841,376				
鹿児島	9,450	2,610	4,150	186,300	150,700	23,800	1,077,000	294,840	7,374,000	2,523,000	19,348,498	30,994,348				
沖縄	2,980	730	940	29,480	51,660	1,110	165,700	87,770	1,191,000	292,000	371,583	2,194,953				

表-資・Ⅲ・2 都道府県別のふん尿排出量総括表

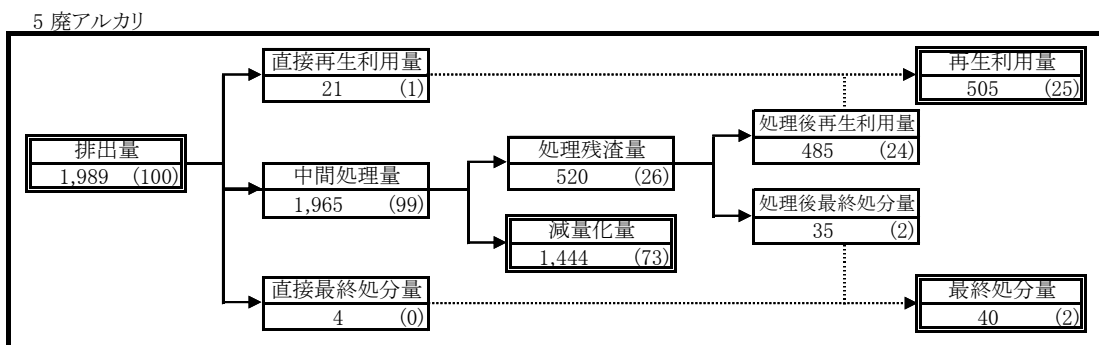
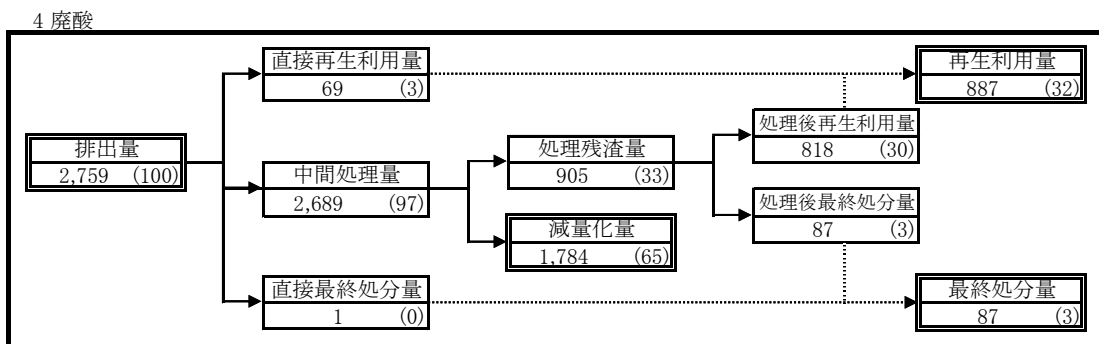
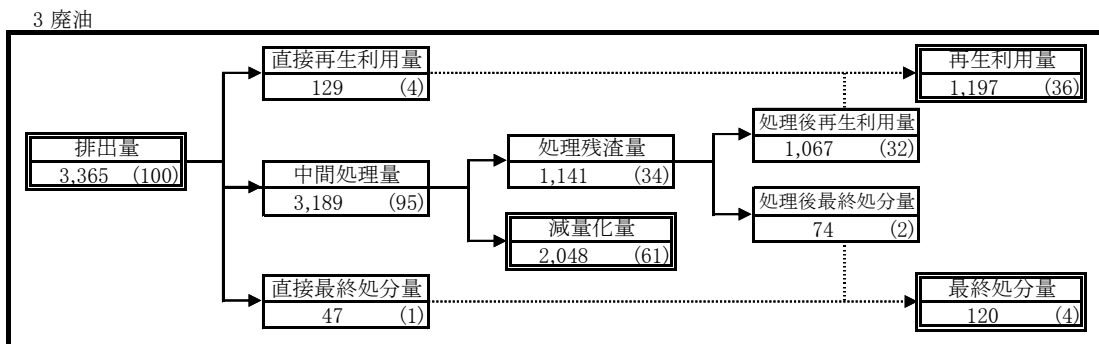
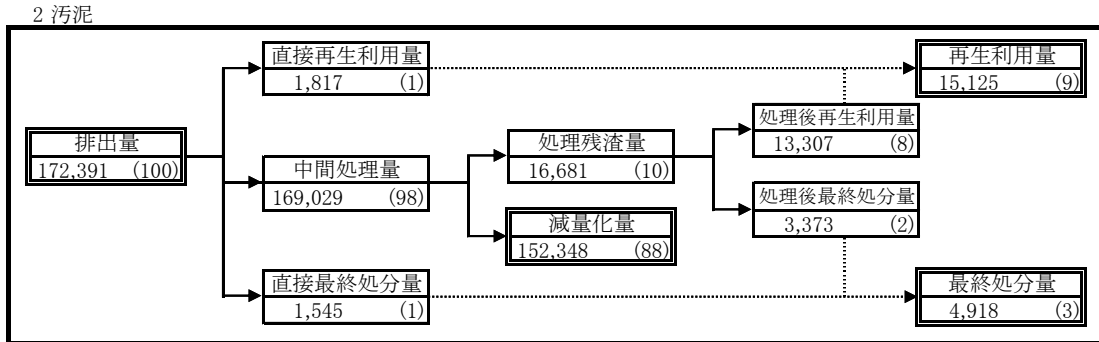
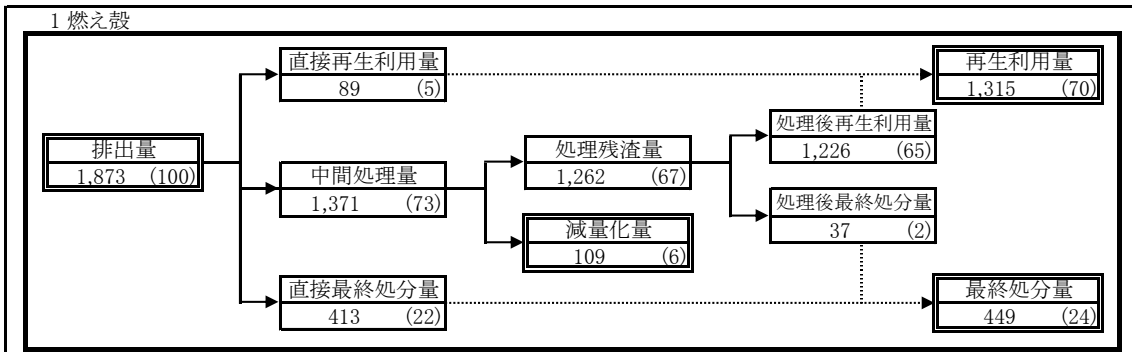
都道府県名	乳牛										肉牛					鶏				
	搾乳牛 (t/年)	乾・未経産 (t/年)	育成牛 (t/年)	2歳未満 (t/年)	2歳以上 (t/年)	乳用種 (t/年)	肥育豚 (t/年)	繁殖豚 (t/年)	成鶏 (t/年)	ヒナ (t/年)	ブロイラー (t/年)	ふん尿量計								
	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	
全国計	17,300,918	2,547,804	4,200,107	9,182,416	8,117,709	8,230,094	17,628,271	5,949,183	6,818,153	830,497	5,119,427	85,924,580								
北海道	8,749,890	1,428,223	2,797,856	922,428	995,503	3,031,661	11,424,432	295,685	266,567	29,180	212,344	19,871,768								
青森	170,698	19,862	36,006	123,375	129,323	291,577	748,341	182,110	230,826	32,626	291,710	2,256,453								
岩手	522,414	80,754	146,358	434,606	421,493	154,526	886,811	279,068	173,244	38,203	736,275	3,873,751								
宮城	298,829	39,724	59,281	362,585	346,063	126,013	388,707	160,493	204,566	22,267	83,667	2,092,175								
秋田	81,049	11,760	12,481	89,937	80,011	17,752	484,753	205,269	105,386	9,088	1,584	1,099,069								
山形	195,851	21,822	32,256	214,110	149,983	19,500	315,918	91,431	31,919	2,498	18,588	1,084,876								
福島	234,334	28,878	35,826	244,000	236,913	206,035	323,240	128,199	212,906	32,690	52,990	1,736,012								
茨城	406,322	62,852	52,707	175,705	107,590	218,920	1,199,284	251,285	562,372	38,569	58,915	3,134,513								
栃木	715,900	105,712	105,054	243,290	197,444	428,627	669,954	300,873	149,714	17,163	11,133	2,944,865								
群馬	526,713	69,647	83,954	166,037	118,895	310,892	1,163,967	263,165	247,009	46,128	52,990	3,049,397								
埼玉	170,268	20,515	26,488	46,299	33,135	103,937	234,947	62,671	133,581	44,793	1,437	878,071								
千葉	554,661	71,999	63,751	52,241	34,402	271,341	1,211,344	347,528	491,833	61,138	44,724	3,204,962								
東京都	25,583	3,267	3,951	4,080	2,826	1,380	6,977	1,692	4,765	258	0	54,780								
神奈川県	130,926	16,856	13,379	14,812	8,284	20,420	141,054	35,414	51,477	840	0	433,462								
新潟	137,375	13,459	16,162	29,358	19,199	75,424	345,637	119,890	241,052	42,424	23,031	1,063,011								
富山	37,192	3,267	5,298	13,038	9,063	17,016	65,036	29,850	54,505	2,756	562	237,584								
石川	55,036	5,749	11,852	11,087	7,796	7,174	62,452	26,655	53,016	6,245	424	247,487								
福井	18,274	2,091	3,143	10,289	4,970	8,313	8,313	3,120	29,883	258	3,440	100,429								
山梨	56,111	7,579	8,530	19,247	10,915	36,332	37,256	20,752	20,849	2,369	12,552	232,492								
長野	253,682	35,934	44,536	116,279	66,659	78,919	138,255	49,437	30,628	6,051	24,321	844,702								
岐阜	109,212	10,715	18,407	187,945	114,412	26,398	188,216	51,806	210,871	23,904	36,506	978,391								
静岡	221,435	25,873	30,618	56,942	22,220	141,649	210,397	93,950	126,632	12,706	71,004	1,013,425								
愛知	453,618	53,575	53,156	71,399	40,054	377,118	672,107	197,900	359,245	51,275	48,356	2,377,803								
三重	104,268	11,760	6,734	136,590	73,871	37,896	200,922	71,393	280,218	18,262	37,270	979,183								
滋賀	53,316	6,141	9,428	73,262	39,859	42,771	17,939	9,286	28,493	1,421	4,492	286,408								
京都	69,010	8,232	10,236	33,881	19,881	9,290	27,565	4,925	69,049	2,089	25,133	279,292								
大阪	29,453	2,613	1,616	3,636	2,241	2,024	13,847	6,166	4,666	388	187	66,838								
兵庫	249,383	28,617	41,573	226,616	199,783	88,669	46,085	8,384	221,792	20,458	158,493	1,289,851								
奈良	60,626	7,448	4,849	18,360	10,233	9,382	10,337	3,008	24,373	2,240	1,312	152,167								
和歌山	12,469	915	898	15,078	10,233	7,358	5,405	2,857	28,841	1,271	62,690	148,015								
鳥取	123,186	13,328	33,043	56,853	43,465	87,565	144,069	36,242	27,501	2,197	112,766	680,215								
島根	129,206	17,510	23,256	120,625	113,145	61,259	74,942	16,805	46,016	2,606	14,335	619,704								
岡山	234,334	30,577	43,279	69,448	68,316	190,399	60,298	51,881	306,577	38,978	83,858	1,177,944								
広島	135,871	15,419	22,178	70,335	54,770	116,815	110,475	23,309	321,866	47,463	27,714	946,213								
山口	50,736	4,181	8,979	76,987	57,206	27,778	33,379	26,918	79,821	17,250	40,758	423,994								
徳島	92,014	11,368	10,685	59,426	36,156	158,206	72,142	24,888	28,196	3,510	213,395	709,985								
香川	84,059	9,539	5,926	45,412	25,338	96,579	62,882	37,708	243,633	25,519	91,025	727,620								
愛媛	94,378	14,504	16,611	41,332	24,384	91,888	399,259	120,191	113,576	13,929	56,431	985,563								
高知	63,851	5,357	11,942	24,214	17,055	11,773	49,100	15,188	17,027	323	12,328	228,157								
福岡	201,871	29,139	44,536	105,192	54,380	71,560	144,069	51,430	151,749	13,136	79,318	946,382								
佐賀	52,456	6,926	9,877	35,144	203,583	15,545	175,510	45,302	28,692	3,984	141,722	1,034,740								
長崎	132,216	15,027	21,460	360,811	344,211	111,296	443,836	91,732	88,409	6,030	92,411	1,707,438								
熊本	552,511	77,749	107,748	503,788	442,738	400,113	528,469	159,140	94,316	8,722	156,343	3,031,636								
大分	194,776	30,315	33,941	196,814	247,146	137,970	284,047	73,310	61,703	4,372	106,554	1,370,948								
宮崎	188,327	17,379	33,581	1,069,662	900,484	245,587	1,402,144	432,455	133,631	13,201	878,618	5,315,069								
鹿児島	203,161	34,105	37,263	1,652,388	1,468,647	218,912	2,319,320	1,108,451	366,045	54,333	918,086	8,380,711								
沖縄	64,066	9,539	8,440	261,473	503,453	10,210	356,835	329,971	59,121	6,288	17,632	1,627,027								

IV. 下水污泥資料

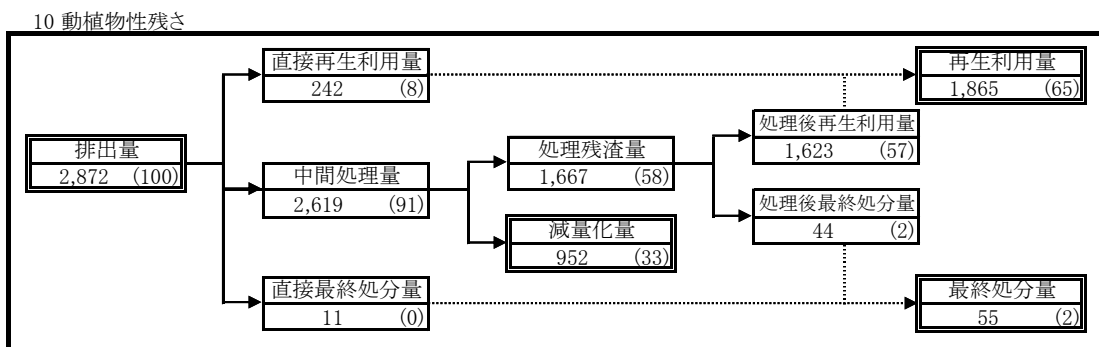
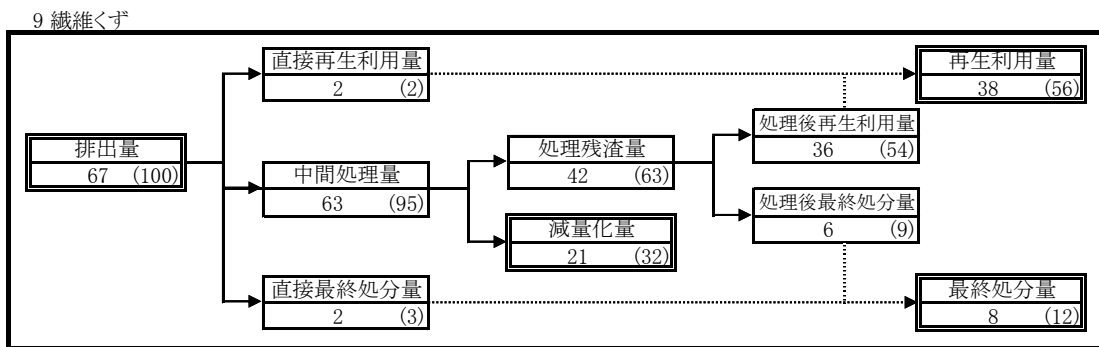
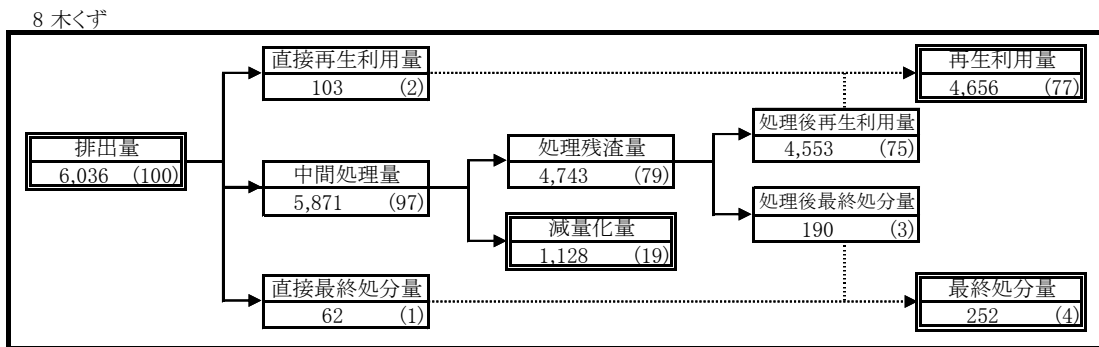
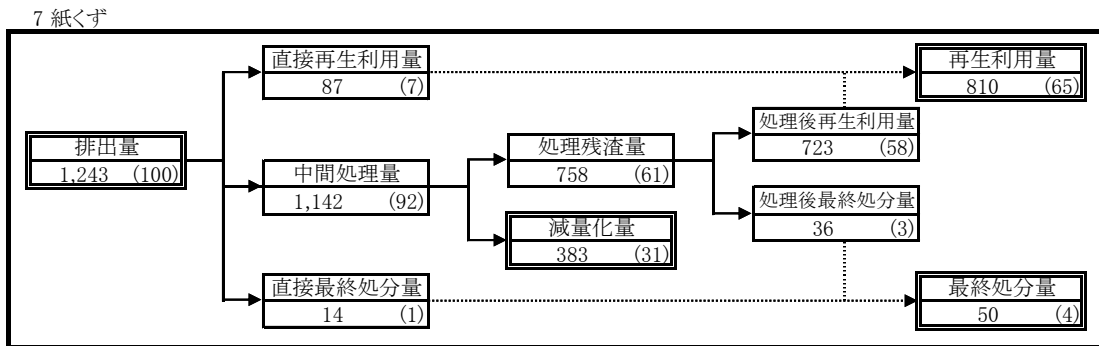
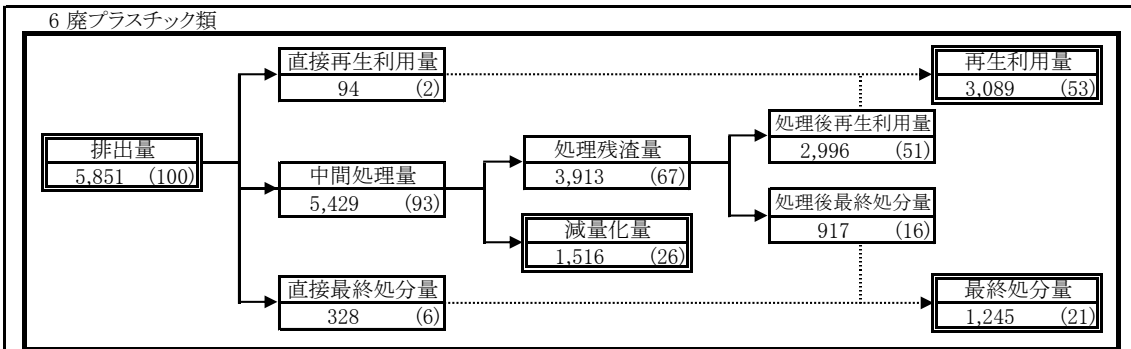
表-資・IV 都道府県別濃縮汚泥量

No.	都道府県名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1	北海道	4,413,490	4,396,355	4,304,520
2	青森県	553,051	533,688	509,442
3	岩手県	529,763	516,172	480,127
4	宮城県	1,437,144	1,494,379	1,379,417
5	秋田県	318,782	365,224	341,912
6	山形県	602,391	626,009	596,801
7	福島県	800,431	808,319	736,698
8	茨城県	1,500,586	1,453,988	1,440,392
9	栃木県	1,119,157	995,352	901,091
10	群馬県	898,945	1,015,570	992,033
11	埼玉県	3,714,442	3,978,936	4,026,552
12	千葉県	3,412,845	3,358,617	3,384,808
13	東京都	12,340,902	11,899,285	9,017,400
14	神奈川県	5,279,053	5,170,520	5,231,734
15	新潟県	1,283,252	1,275,397	1,198,623
16	富山県	678,568	534,831	712,863
17	石川県	736,388	743,860	765,938
18	福井県	519,145	476,457	529,092
19	山梨県	347,849	357,178	362,666
20	長野県	1,536,829	1,560,043	1,258,833
21	岐阜県	1,188,426	1,241,678	1,235,984
22	静岡県	1,669,019	1,776,753	1,801,744
23	愛知県	6,108,843	5,493,271	5,869,974
24	三重県	674,014	646,848	580,490
25	滋賀県	902,388	861,025	874,020
26	京都府	2,095,026	2,049,180	2,209,657
27	大阪府	5,763,911	5,591,463	5,991,162
28	兵庫県	3,503,576	3,469,123	3,049,274
29	奈良県	593,992	575,785	587,347
30	和歌山県	150,028	155,337	152,598
31	鳥取県	246,677	405,279	240,502
32	島根県	204,421	234,637	188,764
33	岡山県	920,080	895,949	1,028,550
34	広島県	1,733,737	1,663,622	1,697,677
35	山口県	781,084	829,578	778,121
36	徳島県	59,565	117,879	61,761
37	香川県	318,792	297,604	303,622
38	愛媛県	602,638	595,555	567,835
39	高知県	260,442	433,924	47,813
40	福岡県	3,558,389	3,442,649	2,599,003
41	佐賀県	247,024	226,131	551,987
42	長崎県	645,945	703,578	641,616
43	熊本県	799,336	800,125	795,876
44	大分県	438,818	441,915	470,762
45	宮崎県	433,522	408,988	470,446
46	鹿児島県	571,544	514,234	499,828
47	沖縄県	750,430	756,662	859,592
	合計	77,244,680	76,188,949	72,326,942

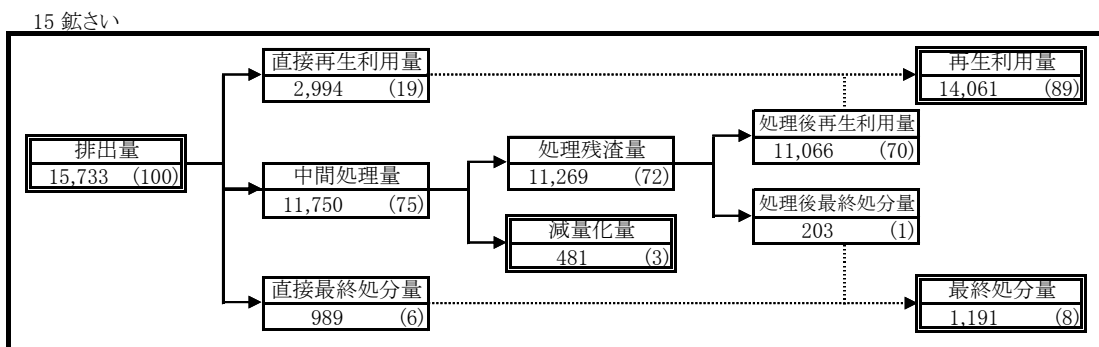
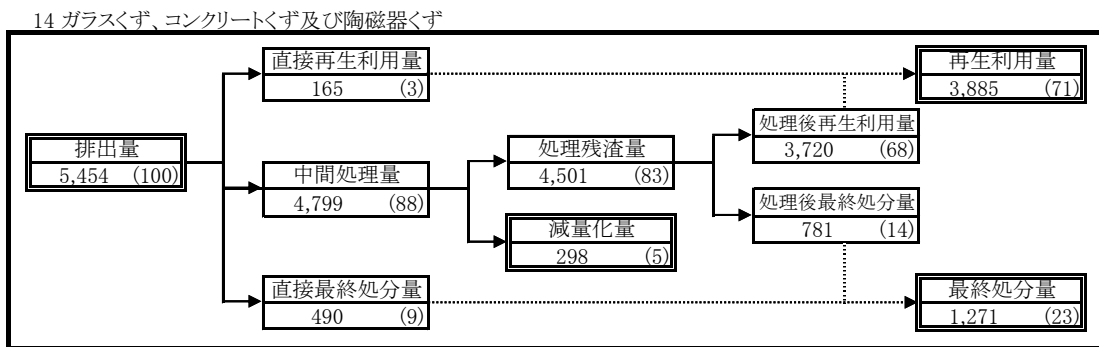
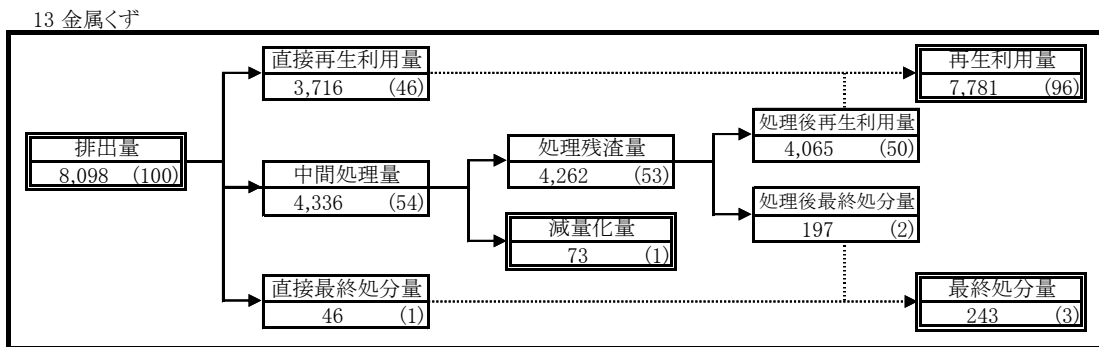
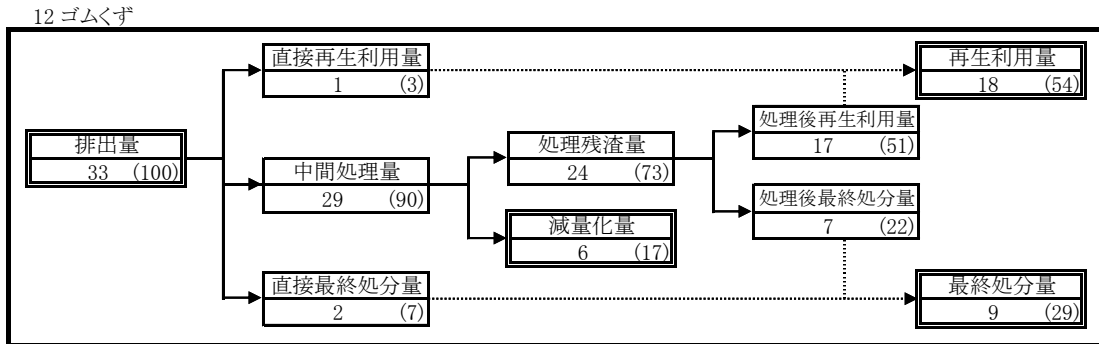
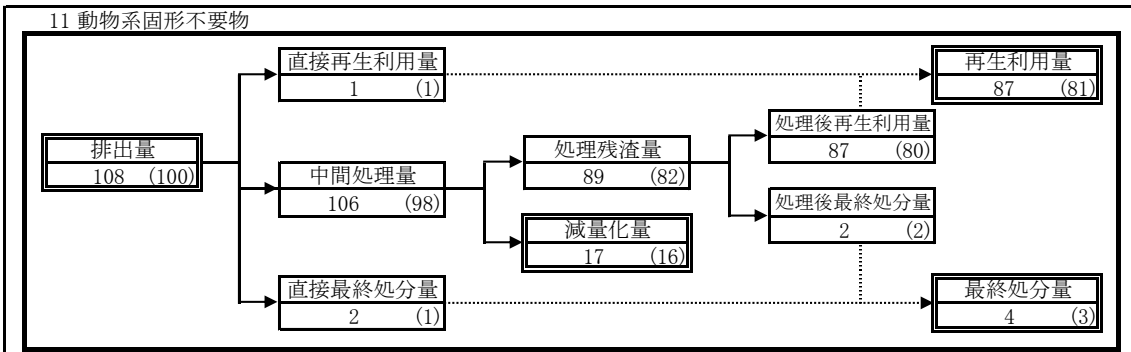
V. 産業廃棄物の種類別処理状況フロー



※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

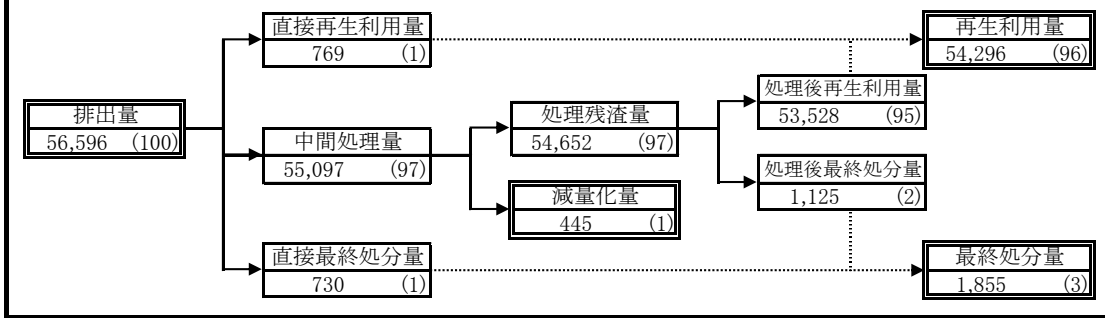


※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

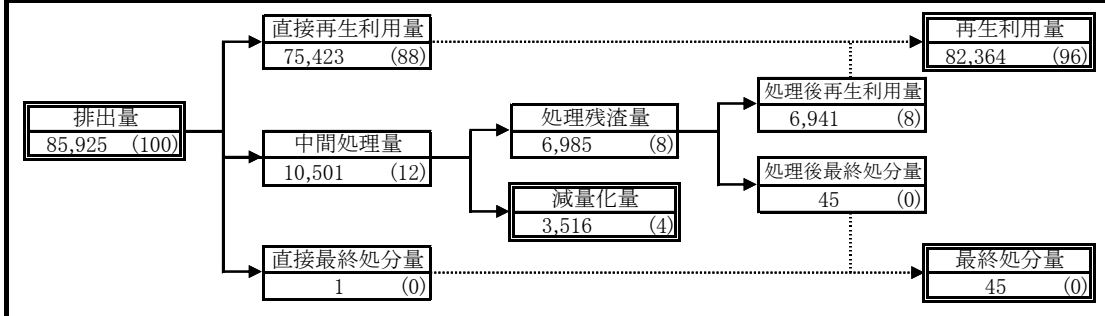


※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。

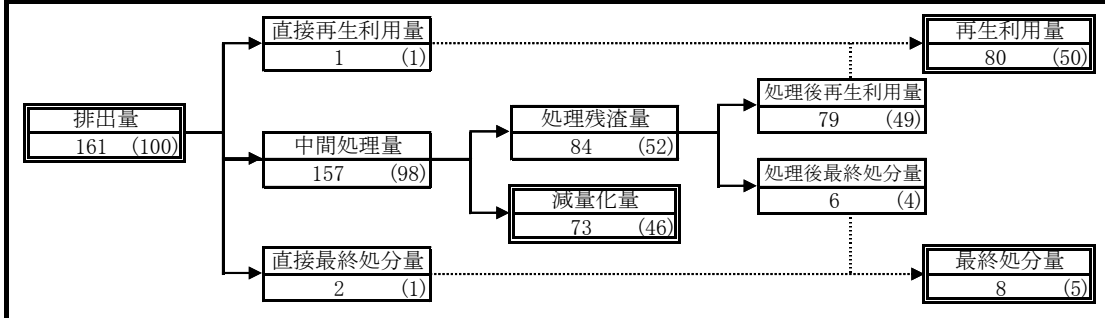
16 がれき類



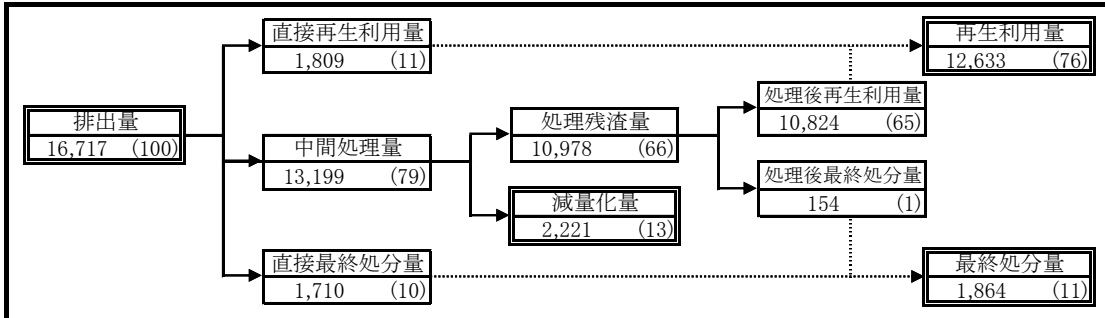
17 動物のふん尿



18 動物の死体



19 ばいじん



※各項目量は、四捨五入して表示しているため、収支が合わない場合がある。